

(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむ まちづくり指針

(素案)

～藤沢人権施策推進指針改定版～

現時点での構成案であり、内容については
今後の審議検討等により
変更していきます。

2022年（令和4年）11月

藤 沢 市

目次

第1章 指針の改定にあたって	4
1 人権とは	4
2 人権指針について	4
3 指針の位置付け	8
第2章 人権文化を共に創るために	9
1 基本理念	9
2 基本目標	9
3 共通施策	11
(1) 課題やニーズの把握	11
(2) 人権教育・人権啓発の推進	11
(3) 相談支援の充実	12
(4) パートナーシップによる取組	12
第3章 人権課題の解決に向けて	15
1 ジェンダー平等社会を実現するために	15
2 子どもの人権を尊重するために	20
3 高齢者の人権を尊重するために	24
4 障がいのある人の人権を尊重するために	28
5 部落差別（同和問題）を解決するために	32
6 外国につながりのある人の人権を尊重するために	34
7 患者等の人権を尊重するために	38
8 ビジネスにおける人権を尊重するために	41
9 犯罪被害者等の人権を尊重するために	45
10 生活困窮者の人権を尊重するために	48
11 インターネット上における人権を尊重するために	52
12 さまざまな人の人権を尊重するために	56
第4章 人権施策の推進に向けて	59
1 人権施策の推進体制	59
2 人権施策の推進に向けた市の取組方針	60
3 研修・啓発	60
(1) 職員研修	60
(2) 啓発事業の実施	60
資料編	61
1 市民意識調査の実施概要	61
2 主な人権に関する諸条約一覧	62
3 日本における分野別の主な人権に関する法令	63
4 主な関連年表	67
5 ふじさわ人権協議会要綱	73
6 ふじさわ人権協議会委員名簿（第8期）	74
7 藤沢市子どもをいじめから守る条例	75
8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	77
9 世界人権宣言	78
10 人権に配慮した表現等に関する留意事項について	80

第1章 指針の改定にあたって

1 人権とは

みなさんは「人権」と聞いて、どのように感じますか。

日本国憲法において、人権は「侵すことのできない永久の権利」として、今を生きるわたしたちだけでなく、未来の子どもたちにも保障されています。

すべての人とすべての国と地域において達成すべき基本的人権の原則を定めた「世界人権宣言」(1948年12月10日、第3回国連総会において採択)の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と記されています。

それは例えば、好きなことを学び、自由に職業を選び、好きなところに住み、人種や性別、社会的身分などによって不平等な扱いを受けないこと。生まれながらに持つ、かけがいのない自分、こういった「人間が人間らしく生きることのできる権利」を、「人権」といいます。

わたしたちは一人ひとり違った人間で、生き方や考え方も人それぞれです。お互いの違いを認めあい、尊重しあいながら共に生きる社会を実現するためには、すべての人が、自分の人権と同じように、自分以外の人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

2 人権指針について

◇人権指針策定の経緯

本市では、2005年(平成17年)に人権関係課長等で構成する府内組織「藤沢市人権事務事業推進連絡会」を立ち上げました。同連絡会は、すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため、一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権侵害をなくすよう、人権施策の推進を目的としています。

翌年の2006年(平成18年)には、人権指針の策定を目的として、人権に関する各専門分野の代表者や市民公募委員で組織する「ふじさわ人権協議会」を設置し、この中で協議を重ねました。2007年(平成19年)2月に日常生活や社会の中に人権が文化として根づくよう、「人権を大切にし、人権文化をはぐくむまちづくり」を基本理念とした人権指針を策定しました。

その後、本市では人権指針に基づき、あらゆる施策について、人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権行政を進めてきましたが、社会情勢等の変化や新たな課題に対応するため、2016年(平成28年)3月に改定し、以降は概ね5年ごとに見直しを行うこととしました。

◇人権指針の改定にあたっての趣旨と背景

人権を取り巻く社会情勢は、2016年(平成28年)3月の人権指針改定からこれまでの間に大きく変化しました。国では女性や障がいのある人、外国につながりのある人、労働者等の権利を守る法律等の整備など、さまざまな取組が進められてきました。

一方で、人権問題は多様化・複雑化しています。インターネット上での人権侵害や、特定の民族や国籍の人への差別を煽るヘイトスピーチ^{※1}も問題になっています。2020年(令和2年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、患者や医療従事者とその家族に対する差別や偏見が生じました。また、非正規雇用労働者の雇い止めや、女性や若者の自殺者数の増加など、社会的に弱い立場にある人ほど大きな影響を受けています。加えて、少子高齢化や核家族化の進展により、家庭の養育力が低下し、地域とのつながりが希薄になり、社会的に孤立する人が増えていることも問題です。特に、ヤングケアラー^{※2}と呼ばれる大人が担うようなケア等を日常的に行う子どもたちの増加が懸念されています。

本市では、2021年(令和3年)7月から8月にかけて、1964年(昭和39年)の東京大会に続き2度目となるオリンピック・セーリング競技が開催されました。多様性と調和をコンセプトの一つとして開催された東京2020大会では、江の島を舞台にセーリング競技が実施されたほか、ポルトガル、エルサルバドル及びエジプトの3か国の事前キャンプが市内で行われるなど、本大会の開催は、本市における共生社会の推進にまたとない機会となりました。

このような状況を踏まえ、あらためて人権文化をはぐくむまちづくりの理念を市民・地域・企業・教育機関等と共有し、問題の解決に向けて力強く施策を推進するために、人権指針を改定するものです。

◇人権指針改定にあたっての視点

人権指針の改定にあたっては、市民の人権意識やニーズ等を把握するために実施した「人権に関する市民意識調査」の実施結果や、国際的な人権基準の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、次の視点により検討しました。

(1) 新たな人権課題等への対応

新たな人権課題のほか、市民の関心が高い人権課題、社会の中で理解が進んでいない人権課題に対応した指針とします。

(2) 人権をめぐる国内外の動向を踏まえた視点

第3章に掲げるさまざまな人権課題の解決に向けた取組を進めるうえで、世界の人権問題への対応や、人権の擁護などに取り組んでいる国連をはじめとした国際機関等の動向、国内の取組や法令整備の状況を把握し、整合させた指針とします。

(3) 多様な主体との協働・連携の視点

人権問題には、社会全体で取り組むことが重要です。市民、企業、人権関係団体、NPO・NGO、教育機関等など、多様な主体との協働・連携により地域社会全体で取り組む指針とします。

※1 ヘイトスピーチ：特定の国や民族の出身者であること、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。広義には、性別、障がいなどに基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したりする言動をいう。

※2 ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

【近年の主な動向】

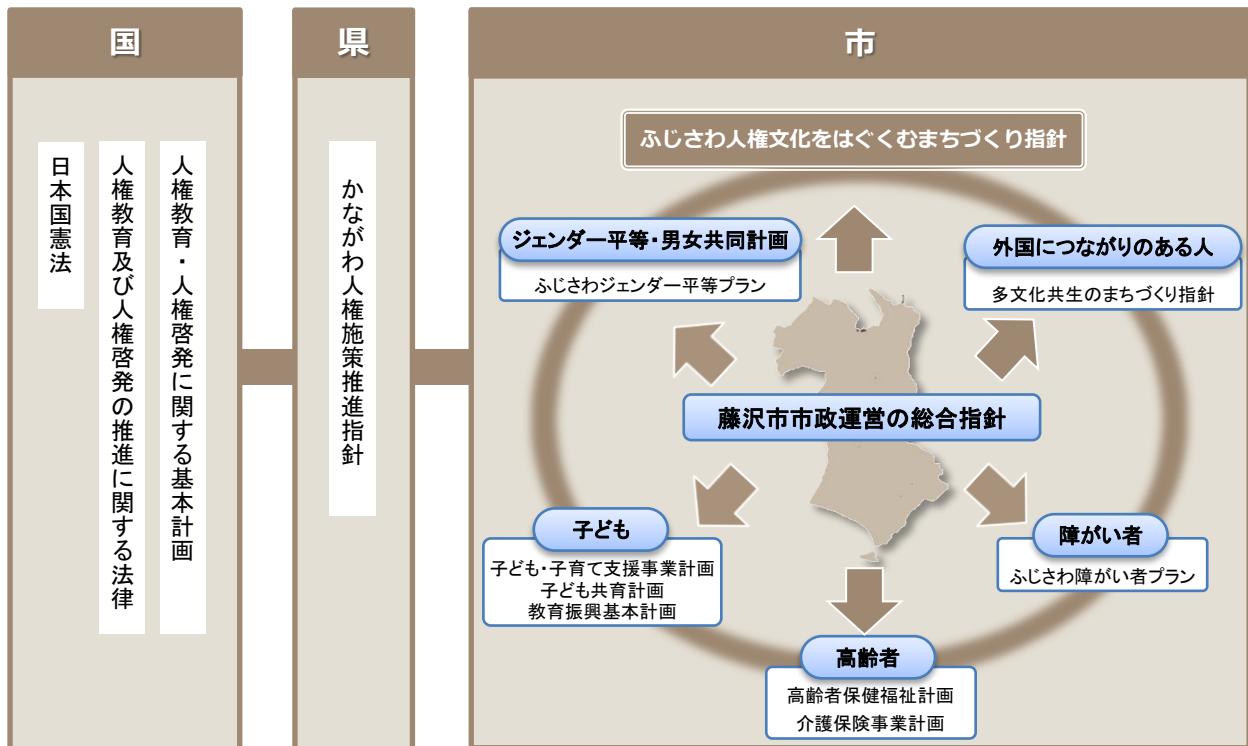
年	市の動向	国の動向	世界の動向
2015年 (平成 27 年)	・「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行	・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「子ども・子育て支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (女性活躍推進法) 施行	・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 (持続可能な開発目標 SDGs) 採択
2016年 (平成 28 年)	・「藤沢市人権施策推進指針」改定 ・「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」改定	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) 施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消法) 施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (ヘイトスピーチ解消法) 施行 ・「再犯の防止等の推進に関する法律施行」 (再犯防止推進法) 施行	
2017年 (平成 29 年)	・「藤沢市市政運営の総合指針 2020」改定	・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法) 施行	
2018年 (平成 30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 (候補者男女均等法) 施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行	・「世界人権宣言」採択 70周年
2019年 (令和元年)		・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」 (アイヌ施策推進法) 施行	
2020年 (令和 2 年)		・『『ビジネスと人権』に関する行動計画 (2020-2025)』策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (女性活躍推進法) 改正 ・「改正労働施策総合推進法」 (パワハラ防止法) 施行 ※性的指向・性自認等に関する本人の同意のない暴露がハラスメントにあたることを明記	・「オリンピック憲章 (2020 年版)」採択

年	市の動向	国の動向	世界の動向
2021 年 (令和 3 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市市政運営の総合指針 2024」改定 ・「ふじさわジェンダー平等プラン 2030」改定 ・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「核兵器禁止条約」発効
2022 年 (令和 4 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 (困難女性支援法) 成立 (2024 年(令和 6 年) 4 月 1 日施行) ・「子ども基本法」成立 (2023 年(令和 5 年) 4 月 1 日施行) ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」 (A V 出演被害防止・救済法) 施行 	

3 指針の位置付け

この人権指針は、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するため、市民、地域、企業、教育機関等、団体などさまざまな主体とともに取り組むべき方向性を示すとともに、あらゆる人の人権が尊重される地域共生社会の実現に向けて、どのような視点から施策を進めたらよいか、その方向性を示すものです。

本市では、さまざまな主体とこの人権指針の基本理念を共有し、人権文化をともにはぐくことで、誰一人取り残さないまち「インクルーシブ藤沢」の実現に取り組んでいきます。



～ インクルーシブ藤沢 ～

本市では、20年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた「藤沢市市政運営の総合指針2024～2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」を、2021年(令和3年)4月に策定しました。

3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）の一つに「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」を掲げ、子ども、高齢者、障がいのある人、外国につながりのある人などさまざまな市民がお互いの生き方や考え方を認め合い、さまざまな文化が共生するまちづくりを進めています。

総合指針の基本目標8「市民自治・地域づくりを進める」においても「一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟をめざしていく必要があります。」と記されており、人権課題の解決に向けた方向性が示されています。

第2章 人権文化を共に創るために

1 基本理念

人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由・平等であり、差別や人権侵害があつてはならないという人権を尊重する精神が、すべての人や社会の中に定着し、自然にわたしたちの普段の態度や行動に現れています。

わたしたちは、自分だけでなく、他人の人権も尊重しながら、自分の権利行使する意識を持つことが重要です。

お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め支えあいながら人権文化をはぐくむ、ともに生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

2 基本目標

目標1 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

誰もが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

目標2 ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあう、さまざまな人々がともに支えあい、ともに生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

目標3 パートナーシップによる施策の推進

行政だけでなく、市民・地域・企業・各種団体など多様な主体と力を合わせ、パートナーシップで人権課題の解決に向けた施策を推進します。

基本理念に基づき3つの基本目標を設け、これらの実現をめざして、さまざまな人権施策を推進します。

なお、基本目標の達成にあたっては、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際基準として設定されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れます。17の目標（ゴール）と169のターゲットは相互に関連しており、前文では、すべての人々の人権の実現の達

成が持続可能な開発目標の1つであることを宣言していることから、あらゆる人権施策はS D G sの17の目標を意識して推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



～ ふじさわ SDGs ロゴマーク ～

「ふじさわ S D G s ロゴマーク」は、藤沢市のS D G s推進のシンボルマークです。市内に在住・在勤・在学の方を対象に公募した結果、167件の応募作品のなかから、市内在住・佐藤隆広さんの作品が採用されました。

シーキャンドルから出る17色の光はS D G sの17のゴールを表現するとともに、そこにはさまざまな人たちが”みんなで光る”未来になってほしい、という想いが込められています。



3 共通施策

（1）課題やニーズの把握

社会にはさまざまな人権問題が存在しています。人権問題で苦しんでいる人は、社会の中で弱い立場にあることが多く、自分から声を上げにくいことから、苦しんでいる事実に周囲が気づきにくい傾向にあります。

本市では、このような「声なき声」を拾い上げ、人権課題の解決につなげていくため、定期的な市民意識調査の実施や、支援団体等での相談事例等を通じて、的確な実態把握に努めます。

（2）人権教育・人権啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の人権尊重の精神を養い育てる目的とした人権教育活動と、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的とした人権啓発活動に関する施策を策定し、実施することを、国や地方公共団体の責務として定めています。

人権文化をはぐくむには、人権の視点を持ち、日常生活の中で起こる出来事を自分事として具体性を持って捉えることが大切です。その意識が日常の行動に結びつくよう、教育や啓発が日常生活や社会活動を通じて具体的に行われ、生涯を通じて実施される必要があります。

本市では、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するよう、人権教育・人権啓発に取り組んできましたが、引き続き、次の視点に基づき多様な主体と連携・協力しながら推進していきます。

■人権教育

人権教育について、生活の基盤である家庭や地域の人権意識を向上させるための、人権課題に応じた講演会の実施など、学習機会の提供に努めます。

教育機関では、発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚が身につけられるよう、あらゆる教育活動の機会を通じて人権教育を推進します。

また、教職員が多様化・複雑化するさまざまな人権課題について正しい理解と認識を深め、実践的な指導力を身につけられるよう、研修の充実を図ります。

■人権啓発

人権啓発について、すべての人が人権に関する知識を深めるとともに、人権課題を自分のこととして受け止め、考える力を養います。

また、問題解決に向けて主体的に取り組む態度や言動が、日常生活において自然に自らの態度や行動に現れるよう、あらゆる機会を通じて幅広く人権啓発を進めます。

あわせて、新たな人権課題を迅速に把握し、正確な情報を適切にわかりやすく伝えていきます。

(3) 相談支援の充実

国・県・市町村や民間団体等では、それぞれ差別や人権侵害に苦しんでいる人の相談を受け止め、解決につなげるための支援に取り組んでいますが、複数の要因が絡みあう複合的な人権問題も多いため分野ごとの相談窓口では対応しきれない場合があります。多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するため、行政と関係機関や民間団体等とが連携・協力しながら相談支援に取り組んでいきます。また、深刻な人権問題を未然に防ぐために、気軽に相談できる窓口や相談体制の整備と、その周知に努めます。

(4) パートナーシップによる取組

本市のあらゆる施策や事業は、この指針の理念に基づいて実施します。

また、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や企業などさまざまな主体が各々の役割を自覚し、社会全体で協力して、複雑化・多様化する人権課題に取り組んでいく必要があります。

■市の役割と取組

市は、人権指針の理念を市民や企業、教育機関、市民団体等さまざまな主体と共有するための施策を推進します。

【具体的な取組】

- ・市長が人権に関する市のコミットメント^{*1}を発信し、あらゆる事業を、人権尊重の考えの下に実施します。
- ・市は、人権指針の理念を共有するため、さまざまな主体との協力・連携（パートナーシップ）による人権施策の推進を図ります。
- ・職員の人権感覚を高めるため、研修を継続的に実施するほか、複雑化・多様化する人権課題に対し組織横断的に政策立案ができるよう、その仕組みを構築します。

■市民の役割と取組

市民は、人権指針の理念を共有し、差別をしない・させない、偏見をもたない・もたせない、という人権感覚を身につけ、行動します。

【具体的な取組】

- ・自分も他人も「かけがえのない存在」として大切にします。また、見守り支えあう「人と地域のつながり」を大切にします。

*1 コミットメント：約束、誓約、公約、確約。

■企業の役割と取組

人権尊重の責任を果たし、あらゆるステークホルダー^{※1}に対し、人権への負の影響を予防・軽減します。

【具体的な取組】

- ・人権の尊重が事業の基盤にあることを認識し、人権に配慮した人事管理や環境整備を推進します。
- ・サプライヤー^{※2}をはじめとしたさまざまなステークホルダーへ自社の人権に対する方針を示し、共有します。

■教育機関等の役割と取組

地域、行政等と協働し、学生をはじめ、市民に対する人権啓発活動に取り組みます。

【具体的な取組】

- ・ハラスメントをはじめ、人権侵害と差別のない良好な環境の中で学生生活を過ごせるよう相談体制を充実させます。また、学生にハラスメントについて考える手がかりとなる情報を発信します。
- ・人権を尊重した社会づくりに向け、地域、行政等と連携した取組を推進します。

■市民活動団体の役割と取組

NPO法人やボランティア団体など、さまざまな地域活動の組織運営を通じて、人権を尊重した社会づくりに努めます。

【具体的な取組】

- ・多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、人権に関する意識啓発や被害者のケアなどの取組をします。

※1 ステークホルダー：企業・行政・NPOなど、利害と行動に直接的・間接的な利害関係を有する者のこと。利害関係者。具体的には、企業、市民、地域社会、活動団体など。

※2 サプライヤー：物品の供給者。商品を供給する企業や人。

基本理念

人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

基本目標

■目標1

個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

■目標2

ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

■目標3

パートナーシップによる施策の推進

共通施策

課題やニーズ
の把握

人権教育・
人権啓発の推進

相談支援の
充実

パートナーシッ
プによる取組

さまざまな人権課題

ジェンダー平等社会を実現するために

子どもの人権を尊重するために

高齢者の人権を尊重するために

障がいのある人の人権を尊重するために

部落差別(同和問題)を解決するために

外国につながりのある人の人権を尊重するために

患者等の人権を尊重するために

ビジネスにおける人権を尊重するために

犯罪被害者等の人権を尊重するために

生活困窮者の人権を尊重するために

インターネット上における人権を尊重するために

さまざまな人の人権を尊重するために

第3章 人権課題の解決に向けて

1 ジェンダー平等社会を実現するために

現状

S D G s の目標 5 に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、女性のエンパワーメント^{※1}とジェンダー平等は誰一人取り残さない社会の実現に欠かせない重要なテーマとなっています。

国ではさまざまな法整備や女性活躍に関する取組が進められており、2018 年度（平成 30 年度）には衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざすことなどが掲げられた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）が施行されました。また、2020 年（令和 2 年）、「改正労働施策総合推進法」が施行となり、性的指向・性自認に関するハラスメントや性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング」も含めた、パワーハラスメント防止措置が示されました。しかしながら、依然としてセクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する無理解や偏見が根強くあることから、継続的な啓発を進めることが重要になっています。

本市では、2021 年（令和 3 年）に策定した「ふじさわジェンダー平等プラン 2030」に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め合う社会の実現に向け、普及啓発や困難な状況にある人々への支援、政策・方針決定過程への女性の参画促進などの諸施策を年度ごとの P D C A サイクルに基づき事業の進捗管理を行っています。

また、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる「多様性と包摂性のある社会」を実現するため、プランの重点目標の一つに、多様な性を尊重する社会づくりを掲げ、「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする施策を推進しています。なお、「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」は、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日の開始から 2022 年（令和 4 年）8 月 1 日まで 29 組の方が宣誓をしています。

※1 エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

本市での主な取組

取 組	
1	人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり ジェンダー平等社会の形成に向けた啓発事業（講演会、情報紙の発行等）の実施 ジェンダー平等の考え方に基づく施策のための職員研修の充実
2	あらゆる分野でのジェンダー平等の促進 市長をトップとした庁内におけるジェンダー平等推進体制の整備 本市の審議会等における女性登用比率アップに向け、年度ごとの対応方針の策定と進捗管理 女性のキャリア形成支援、女性の雇用・就労機会の促進に向けた市内事業者・市民への相談・支援事業の実施
3	ワーク・ライフ・バランス ^{※1} の推進 労働問題懇話会の開催（労働者側・使用者側・労働関係機関等が連携し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、労働環境に関する議論の実施）
4	あらゆる暴力の根絶 生活援護課に女性相談員を配置し、関係各課や民間団体との連携による支援 庁内DV対応ネットワーク会議を通じた情報共有や組織横断的対応の強化 中学1年生を対象としたデートDV防止啓発パンフレットの作成 内閣府の女性に対する暴力をなくす運動に連動した啓発の実施
5	多様な性を尊重する社会づくり 藤沢市パートナーシップ宣誓制度の導入と広域連携 多様な性の理解を目的とした啓発事業（講演会、パンフレットの作成・配布等）の実施
6	誰もが安心して暮らせる社会づくり 身体的性差の尊重と理解を図るための啓発事業（講演会、情報紙の発行等）の実施 民間事業者と連携した実証（無料生理用ナプキンディスペンサーの市役所の設置）の実施

課題

社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数 2022」（世界経済フォーラム発表）において、日本の順位は 146 か国中 116 位と先進国の中では最低レベルであり、前年と比べてもスコア・順位ともに横ばいの状態です。教育の分野では 1 位（21 か国が同率 1 位）、健康の分野では 63 位ですが、政治と経済の分野で大きな男女格差があり、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、令和の時代に即した制度・慣行・意識への転換が必要です。

※1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国が策定した『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である、とされている。

とくに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性への影響が深刻であることが明らかになりました。国では、2020年（令和2年）11月に内閣府に設置された有識者会議（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会）が緊急提言を行い、増加・深刻化するDV^{※1}や性暴力、非正規雇用女性労働者の置かれる厳しい状況等に対して取組を進めることが求められました。こうした状況の中、2022年（令和4年）5月19日には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（施行は、2024年（令和6年）4月1日）が成立しました。

未だセクシュアルマイノリティに対し、SNSやインターネット上の差別的な表現がみられるなど、理解が十分に進んでいない現状があります。また、申請書等における不必要的性別欄の廃止など多様な性への配慮が進められていますが、その背景を理解していくことが重要です。

～災害避難所におけるジェンダー視点の課題～

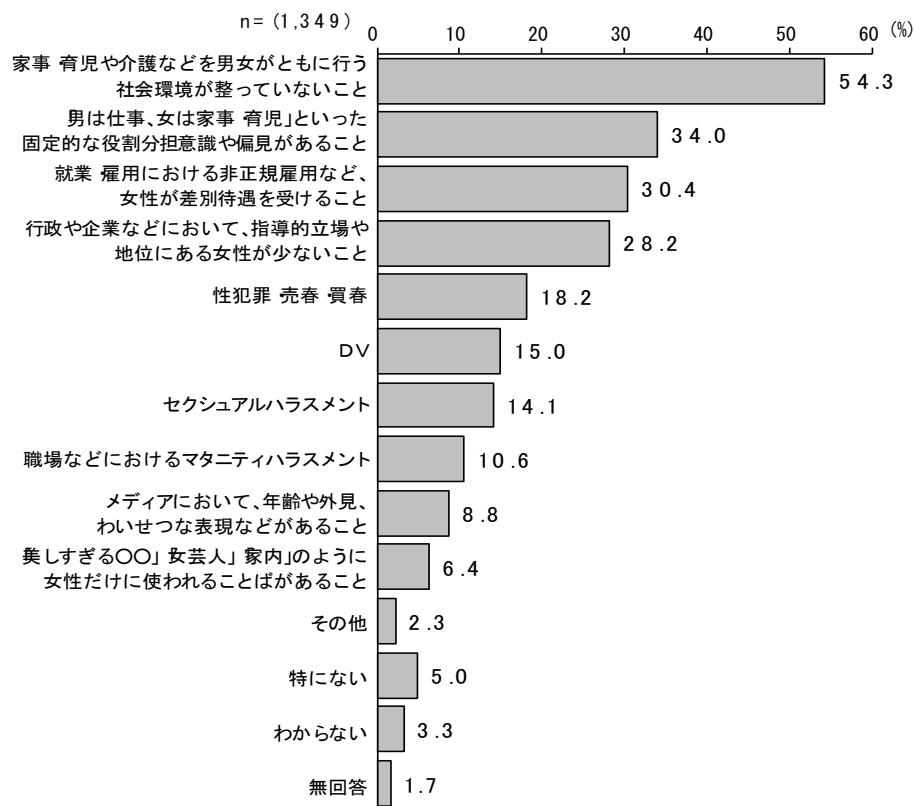
東日本大震災をはじめとした大規模災害時に、女性が避難生活を送る上でのさまざまな課題が浮き彫りになりました。また、避難所での生活が長期化した場合は、性的指向や性自認に悩みや不安を抱えながら過ごしている人も少なくありません。自然災害が頻発化する中で、日頃からジェンダーの視点をもつことはとても大切です。

主な課題例

- ・着替えや授乳などのプライバシーに配慮した生活環境の確保
- ・避難所内での防犯・安全対策
- ・「女性だから」という理由で食事の準備や掃除等を割り振られる
- ・受付時の性別確認や性の多様性への理解不足

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーなどからの暴力。

女性の人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・固定的性別役割分担によるさまざまな弊害や「男性らしさ」「女性らしさ」に基づく生きづらさを解消するため啓発や学習機会の創出などの取組を強化し、効果的な周知に努めます。
- ・身体的性差に対する尊重と理解の浸透を図るために取組を推進するとともに、生理の貧困をはじめ、性に関わるさまざまな課題に対し組織横断的に政策立案ができるよう、その仕組みを構築します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・「ふじさわジェンダー平等プラン2030」の重点目標である人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに向け、ジェンダー平等の視点に立った学習機会の充実、家庭、地域社会、職場等における固定的性別役割分担意識の解消をめざします。
- ・多様な性について、性のあり方を示すSOGI^{※1}の概念に沿って理解促進を図ります。

※1 SOGI：恋愛感情などが、どの性別に向いているかを示す性的指向(Sexual Orientation)と自分の性別をどのように認識しているかを示す性自認(Gender Identity)の頭文字をとったことば。LGBTが“人”を示すことばであるのに対し、SOGIはすべての人に関係するものであることから“SOGIの当事者”という表現はなく、誰もが当事者としてその生き方やあり方を示す概念とされている。

□相談支援の充実

- ・茅ヶ崎市・寒川町とともに、地域DV対応情報交換会を開催し、引き続き県や保健所、児童相談所、警察をはじめ、各機関との連携を図ります。
- ・県や民間団体と連携し、性的指向や性自認に関する相談支援の充実を図ります。

□パートナーシップによる取組

- ・労働問題懇話会などを通じて、引き続き関係課、民間事業者、労働関係者等と広く意見交換を図り女性活躍の推進を図ります。
- ・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」について、制度利用者へのアンケートを実施し、課題の把握を行うとともに、市民や事業者等への制度周知を図り、認知度の向上と利用制度の拡充に努めます。

～ 藤沢市パートナーシップ宣誓制度 ～

同性・異性を問わず、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓に対し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

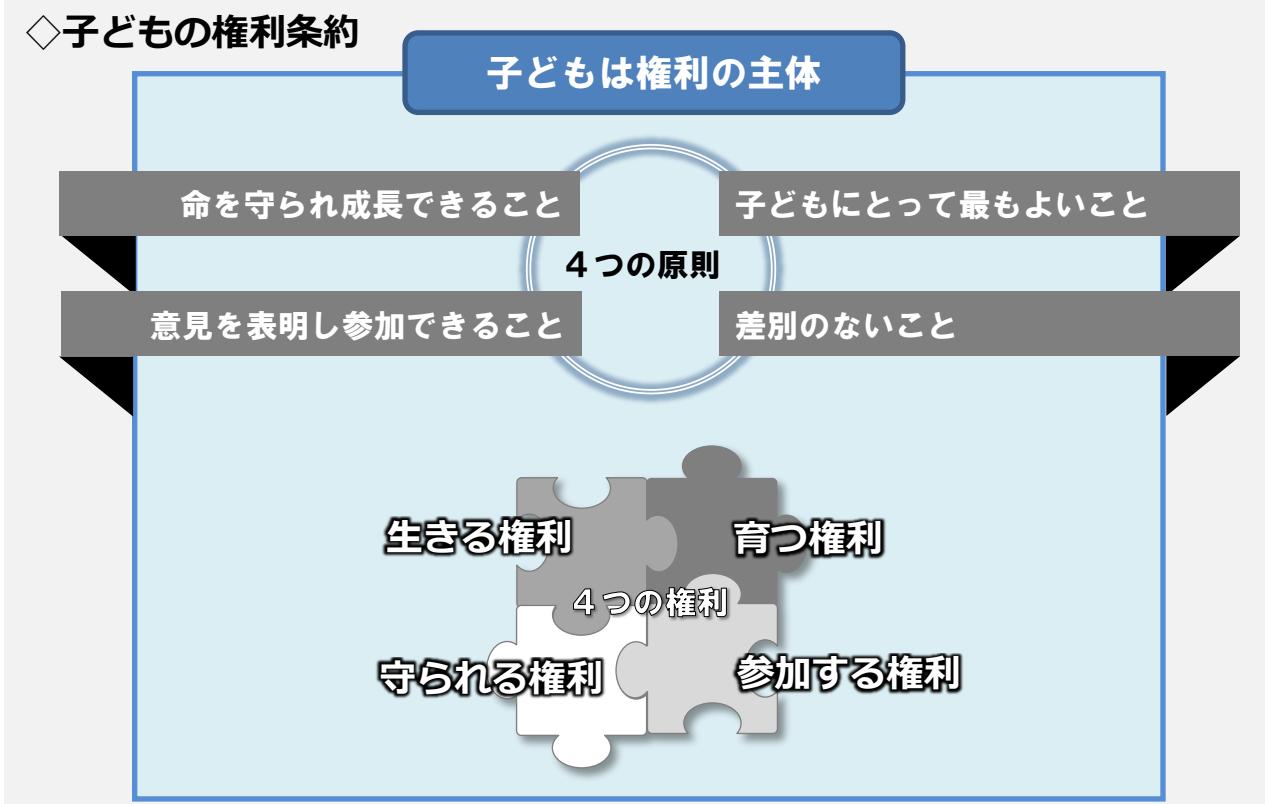
この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、この制度の導入により、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。

また、2022年（令和4年）2月1日には、茅ヶ崎市・寒川町とともに自治体間連携の協定を締結し、2市1町間の異動の際の手続の負担軽減を図っています。

2 子どもの人権を尊重するために

現状

国連では、1989年（平成元年）に、第44回国連総会において、子どもの基本的人権を国際的に保障し、保護と援助を推進することを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年（平成2年）に発効しました。2021年（令和3年）11月時点では、196の国と地域が同条約を批准しています。日本は1994年（平成6年）に批准しました。



国では、「子どもの権利条約」に基づき、2016年（平成28年）に成立した「改正児童福祉法」により、子どもが権利の主体であることが明記されました。以降も子どもの権利を守るためにさまざまな法律を整備しており、2022年（令和4年）6月15日には「こども基本法」が成立しました。この法律は、日本国憲法及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長ことができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会をめざすもので、2023年（令和5年）4月1日に施行されます。

本市では、2015年（平成27年）4月に「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を施行し、いじめのない社会の実現をめざして、いじめ防止策を推進しています。さらに2020年（令和2年）11月からは、教育委員会にスクールロイヤー^{※1}を配置し、いじめ問題をはじめとした教職員だけでは対応が困難なさまざまなケースに対して、未然防止や早期対応・早期解決に努めています。また、子どもの貧困の視点から「藤沢市子ども共育計画」を策定し、だれひとり取り残さないあたたかい地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

※1 スクールロイヤー：学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士のこと。

本市での主な取組

取 組	
1 教職員への人権意識啓発	人権・環境・平和教育担当者会の開催 人権啓発事業等への派遣
2 子どもが健やかに育つ地域づくり	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）※1の推進
3 藤沢の支援教育の推進	特別支援学級の設置、不登校児童生徒への対応 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
4 いじめ防止の取組	「藤沢市子どもをいじめから守る条例」の施行 「子どもをいじめから守る啓発講演会」の開催 スクールロイヤーの配置 「いじめ防止対策基本方針」の策定
5 子どもの貧困対策	子どもの貧困対策の計画「藤沢市子ども共育計画」に基づく施策・事業の展開（医療支援・障がいへの配慮、暮らし・子育ての支援、学びの支援、自立支援など）
6 相談支援の充実	学校を拠点とした支援の連携 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
7 子育て支援の充実	子育て支援センターなど公の居場所のほか、地域活動における居場所の充実
8 児童虐待防止	子ども家庭総合支援拠点機能、要保護児童対策地域協議会の連携による児童虐待の早期発見 ゲートキーパー人材の確保

課題

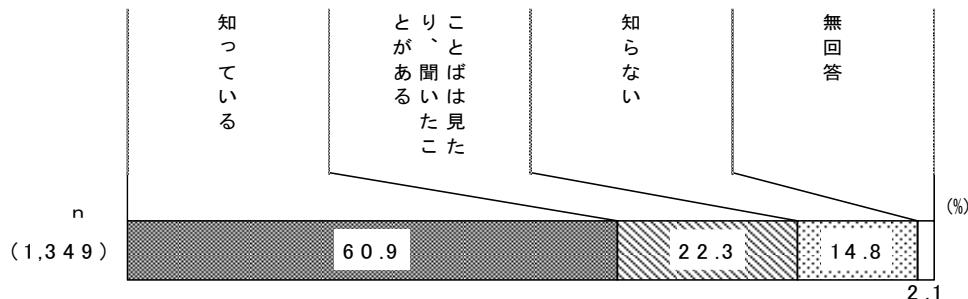
これまで子どもの人権について、さまざまな施策が進められてきましたが、依然として子どもを取り巻く環境は厳しく、子どもへの虐待など子どもが被害者となる事件は後を絶たず、いじめ問題はS N S※2等の発展により多様化し、深刻な状況が続いています。また、さまざまな事情から、本来大人が担うような家事や介護などを日常的に行う「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもについては、自分の時間を持つことができず、友人との関係や学校生活のほか、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。2020年（令和2年）に厚生労働省が実施した「中高生の生活実態に関するアンケート調査」では、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%が世話をしている家族がいると回答しています。ヤングケアラーは本人や保護者が「当然」と認識していることや、家庭内の問題であるため周囲に相談しにくいことが多く、問題が表面化されない恐れがあります。学校や地域の見守りによる早期発見・把握や、子どもへの周知促進、庁内の横断的かつ包括的な支援と子どもに寄り添った相談体制が必要です。

※1 学校運営協議会制度：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度で、保護者や地域住民等が公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。

※2 S N S：「Social Networking Service」の略で、インターネット上の社会的ネットワークのこと。

国では、子ども基本法の制定や、こども家庭庁の設置など、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組を進めています。子どもや若者が意見を発信し、社会参加できる仕組みづくりを進める必要があります。

ヤングケアラーの認知



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・子ども子育て支援に関わるニーズ調査や市民意識調査によって実態を把握します。
- ・児童相談所や子ども家庭総合支援拠点において、困難を抱えた子どもの実情を把握します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる人権教育・人権啓発を推進します。
- ・指導者となる教職員等の研修の充実を図ります。

□相談支援の充実

- ・学校教育相談へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- ・「こどもまんなか社会」の視点に立った、子どもの意見を尊重した施策を推進します。

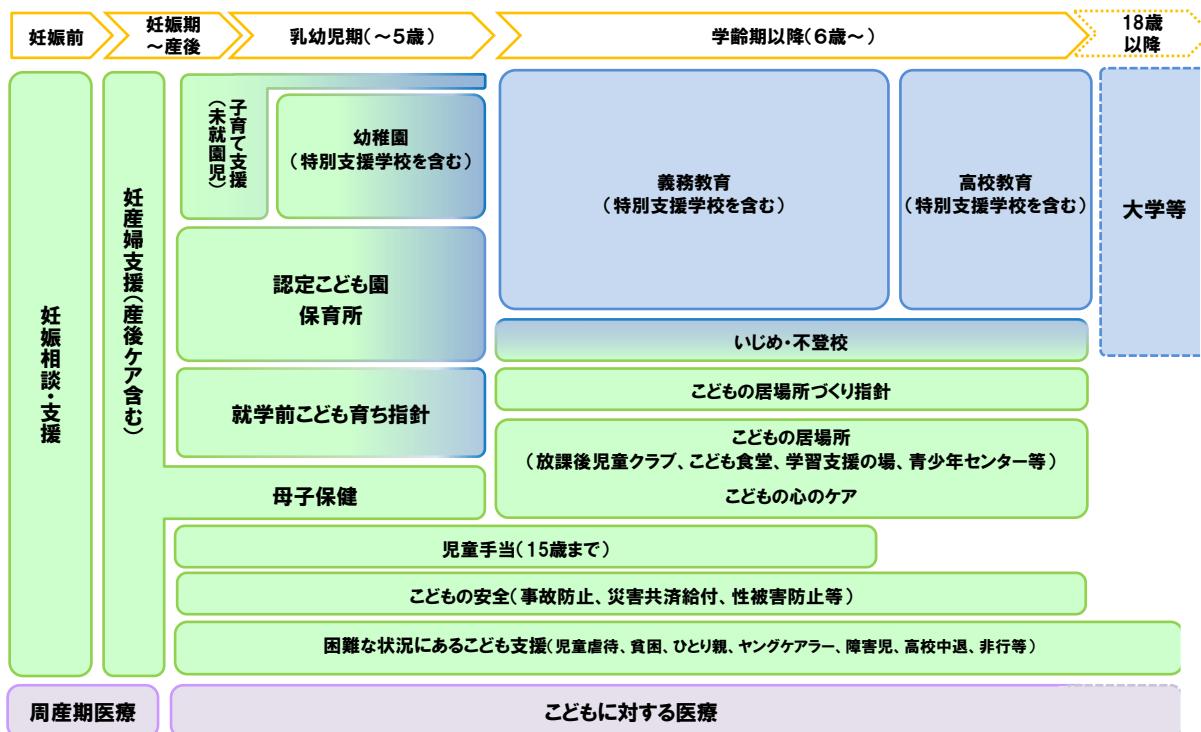
□パートナーシップによる取組

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校・家庭・地域の連携・協働の推進を図ります。
- ・行政、民間団体、地域、企業など、さまざまな主体との共生と協働の推進を図ります。

コラム：こども家庭庁の設置

内閣府資料

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



国では、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもの視点で子どもの健やかな成長を後押しするための司令塔としてこども家庭庁が創設されました。2021年（令和3年）12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」では、こども家庭庁の創設により、こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化することや、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現することなどが示されています。

本市では、子ども家庭総合支援拠点機能（子ども家庭課）と子育て世代包括支援センター（南北保健センター・子育て給付課（母子健康手帳交付等））の有機的連携により、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」機能を充実強化し、すべての子どもの人権を「公正と平等」の視点で守ります。

3 高齢者の人権を尊重するために

現状

わが国では、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化が進んでおり、「令和4年版高齢社会白書」によると2021年（令和3年）10月1日現在、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は28.9%となっています。また、2017年（平成29年）4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果によれば、高齢化率は今後も上昇を続け、2025年（令和7年）には30.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には35.3%となると推計されています。

本市でも、高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2021年（令和3年）10月1日現在、高齢化率は24.5%となっています。国勢調査に基づく推計によれば、2025年（令和7年）の高齢化率は26.0%、4人に1人が高齢者となります。高齢化率はその後も上昇を続け、2040年（令和22年）には34.1%となる見込みです。

少子高齢化が進む中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、単身高齢者の貧困率が高くなっています。とりわけ、長年にわたりさまざまな分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響により、高齢単身女性の貧困率が高い水準となっています。

国では、国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざし、1995年（平成7年）12月に「高齢社会対策基本法」が施行され、1996年（平成8年）7月には、同法に基づき政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として「高齢社会対策大綱」が策定されました。また、2006年（平成18年）4月には、高齢者の尊厳を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。さらに、2018年（平成30年）12月には、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。2019年（令和元年）6月には、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症^{*1}になんでも希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策が進められています。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づく3ヵ年計画として「いきいき長寿プランふじさわ2023（藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画）」を2021年（令和3年）3月に策定しました。理想とする高齢社会像を「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」として掲げ、フレイル^{*2}予防の推進や、福祉・介護・医療の連携による生活の支援、人生の最終段階まで自分らしく生きるためにアドバンス・ケア・プランニング（ACP）^{*3}の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、さまざまな施策を推進しています。また、2019年（平成31年）4月に作成した「藤沢おれんじプラン」に基づき、認知症になんでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、多様な主体と連携し、啓発事業や認知症本人及びその家族への支援を実施しています。

本市での主な取組

取 組		
1	介護施設サービス利用者への取組	サービス内容などに関する疑問や不安など、介護サービスの提供を受けている利用者や家族の声を解決するための取組
2	権利擁護体制の充実	成年後見制度の申立支援や日常生活自立支援事業の情報提供等の充実
3	情報提供の充実	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめ、関係機関を通じた情報提供
4	福祉事業者・従事者への人権啓発	人権擁護委員等と連携し、高齢者に関わる福祉事業者・従事者に対する人権啓発研修等の支援
5	認知症の視点や行動の理解	認知症サポーター養成講座や認知症 VR（バーチャルリアリティー）等による普及啓発
6	相談支援体制の充実	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関の設置
7	高齢者虐待防止	高齢者虐待の未然防止、虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援、高齢者虐待専門相談窓口の開設、研修会や講演会の開催等
8	就労支援	高齢者が就労・就業を通じて地域社会と関わりながら、豊かな高齢期を過ごすための支援
9	バリアフリー社会	バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
10	認知症高齢者及び家族への支援	認知症の人やその家族を地域で見守り、支える地域づくり、介護者への支援
11	地域共生社会の推進	「支えあいの地域づくり」に向けた、地域課題に対する公助で担うべきサービスの提供 自助、互助、共助の活動支援による、重層的なネットワークの構築をめざした地域福祉の総合的な推進
12	災害時の避難支援	市民センター・公民館と地域の自主防災組織や高齢者施設等とが連携した、ひとり暮らしやねたきりの高齢者避難支援体制づくりの推進 地域の防災意識の向上と、避難後の介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備の推進
13	住宅入居等への支援	不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

※1 認知症：脳の病気や障害などさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出る状態。

※2 フレイル：年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいう。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられている。フレイルには、栄養（食と口腔機能）・運動・社会参加という3つの要素がある。

※3 アドバンス・ケア・プランニング（ACP: Advance Care Planning）とは、患者本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話しあうことや、意思決定ができなくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

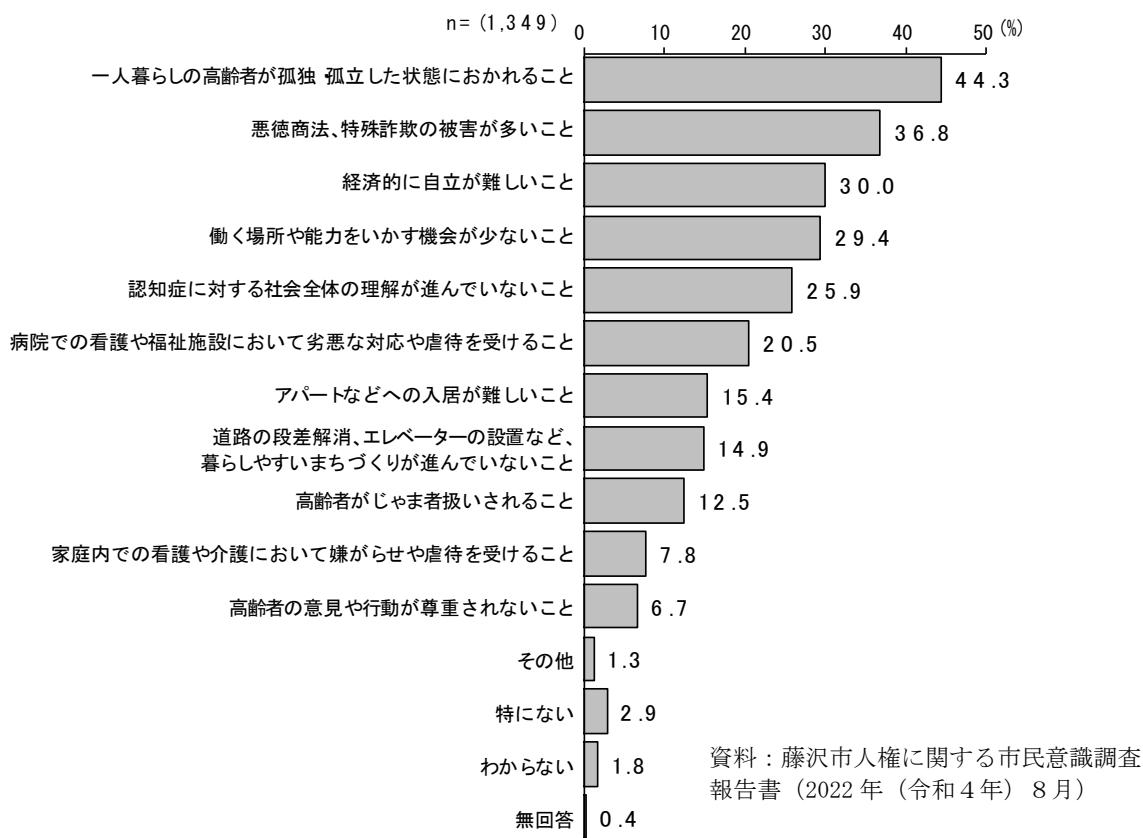
課題

今後も高齢化は進展していくものと見込まれており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加し、社会的孤立や貧困に陥る高齢者の増加が懸念されています。また、振り込め詐欺や悪質商法等の被害の増加、介護従事者による身体的・心理的虐待や、家族等による経済的虐待等の問題にも対応する必要があります。

今後、人口構造の変動が見込まれる中で、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野ごとの枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

高齢者が住み慣れた地域で元気に自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めるとともに、高齢者の人権を尊重した施策を推進するため、「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を開発し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できるよう支援を行います。また、高齢者がこれまで培った知識と経験を活かした社会参加ができ、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。さらに、マルチパートナーシップ^{※1}による多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。また、個人の尊厳と主体性を尊重し、一人ひとりの人生の目標や生きがいを大切にした支援を行います。

高齢者の人権に関する問題（複数回答可）



※1 マルチパートナーシップ：行政と市民や団体、企業等の多様な主体が互いに協働すること。

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・高齢者が安心して生活できるよう、日常生活やさまざまな活動をとおした関係をつくるため、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー^{※1}と連携し、市域全体でつながり、見守るネットワークづくりを推進していくことで課題やニーズの把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・ふじさわ権利擁護相談センターと連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の作成した成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図りながら取組を進めます。

□相談支援の充実

- ・身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実させるとともに、地域のつながりの中で、互いに支えあう見守り体制づくりを促進します。

□パートナーシップによる取組

- ・これまで構築してきた、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを活かし、高齢者の実態把握やさまざまなサービスの情報提供、継続的な相談・支援につなげていきます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー：生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

4 障がいのある人の人権を尊重するために

現状

国連は、2006年（平成18年）12月に、障がいのある人に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」を採択し、わが国では2014年（平成26年）1月に批准しました。条約には、障がいは社会が作り出しているという「社会モデル」という考え方方が反映されています。

国では、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正したほか、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を行政機関等に義務付け、民間事業者に対しては努力義務としました。その後、2021年（令和3年）「改正障害者差別解消法」によって、民間事業者にも義務付けられました。

しかしながら、2016年（平成28年）7月には、神奈川県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした殺傷事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。以降も、障がい者施設における不適切支援の案件が散見されています。

本市では、2016年（平成28年）に障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とした差別の解消に向けた取組を進めるとともに、日常生活を送る上で判断能力が十分でない人が、地域等で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発や、藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会等を通じた障がいのある人の権利擁護のための地域連携ネットワークづくりを進めています。

本市での主な取組

取 組	
1	障がい者差別解消
2	障がい者虐待防止の取組
3	権利擁護体制の充実
4	相談支援体制の充実
5	福祉サービスの充実
6	就労支援体制の充実
7	社会活動への支援

取組		
8	災害時の避難支援体制	要支援者への対応
9	パラスポーツの推進	障がい者スポーツ大会の支援、太陽の家体育館の運営
10	バリアフリー社会	藤沢市心のバリアフリーハンドブックによる啓発、バリアフリーマップの運営、バリアフリーガイドラインの制定 バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
11	障がい者理解の教育・啓発	当事者・支援者が参画し、理解啓発を行うふれあいフェスタの開催、ヘルプマークの普及啓発
12	住宅入居等への支援	不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

課題

2022年（令和4年）5月25日に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。「障害者差別解消法」の施行に合わせて、市事業における手話通訳や要約筆記の配置基準の設定や文字・音声情報の多重化などに取り組んできましたが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、デジタル技術の活用をはじめとした施策が必要になります。

また、児・者転換^{*1}、高齢介護・高齢者福祉への移管など、年齢に応じて変化する福祉サービスに適切につなぐため、教育や高齢者支援、介護保険などの分野との連携強化が不可欠です。

相談支援の面では、障がいのある人が地域生活を送る上で、「どこに相談すればよいのかわからない」、「障がい特性に応じた支援につなげるにはどうしたらよいか」などの声があります。「ワンストップの相談窓口の構築」や「ライフステージにおける切れ目のない相談支援体制の構築」を図っていく必要があります。

コラム：藤沢市役所分庁舎にある福祉喫茶スペースをご存じですか

本市では、障がいのある人の就労の場の確保と障がい者への理解を深めることを目的として、市役所分庁舎1階に福祉喫茶スペースを設置しています。

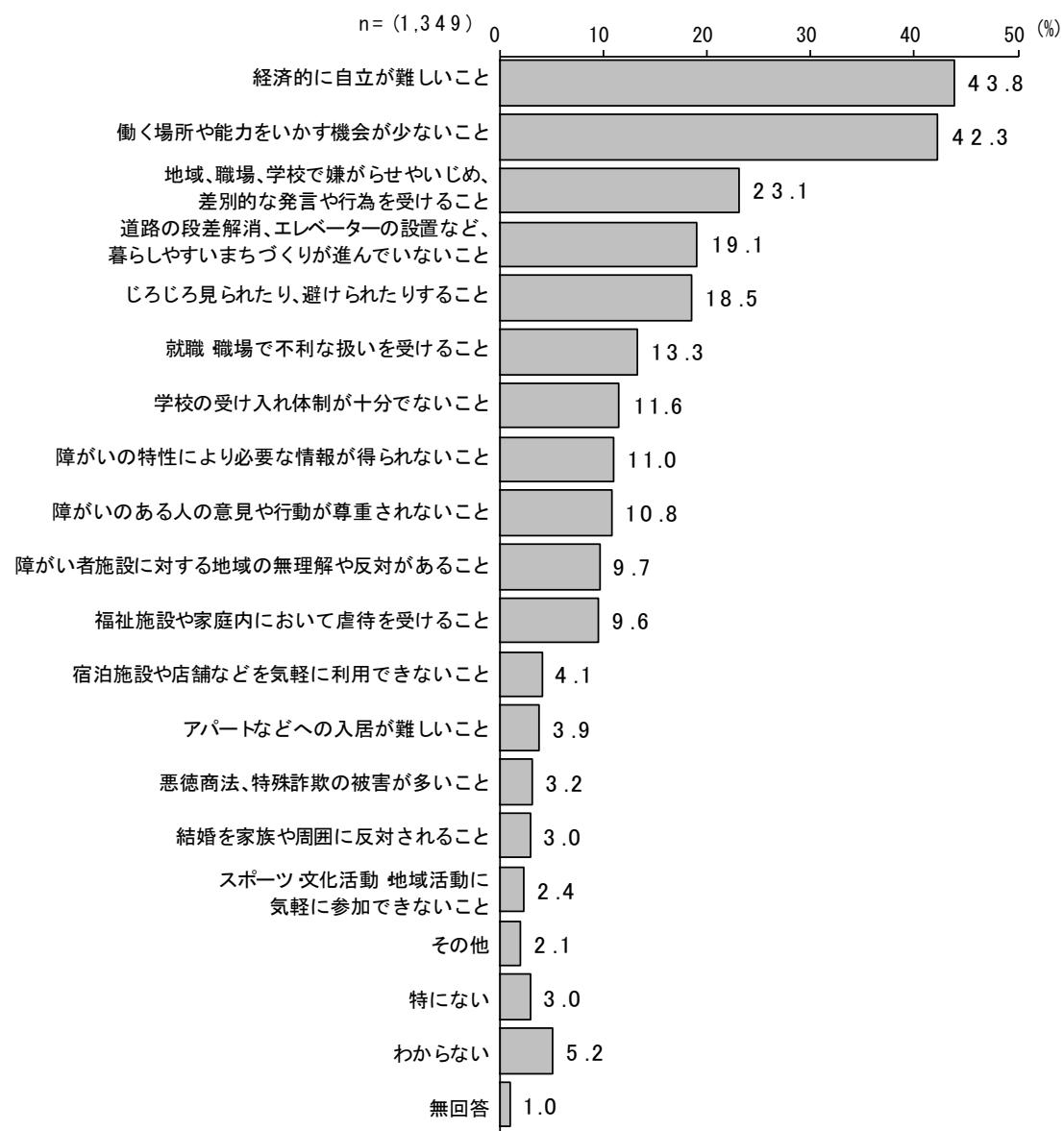
福祉喫茶室「らいく・みーこむ」は、社会福祉法人ひばりが運営する「就労継続支援B型」の施設で、定食、軽食、デザート、ドリンク等を提供しています。

「就労継続支援B型」は、障がい等により雇用契約による就職が困難な人が働く場で、活動を通して、能力の向上とひとり一人の自立に向けた支援を行う障がい福祉サービスです。

気軽に立ち寄れる軽食喫茶となっていますので、是非、お立ち寄りください。

*1 児・者転換：障がい児入所施設から障がい者支援施設への転換のこと。「それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）が確保されない状況を解決するための対応策の1つ。

障がいのある人の人権に関する問題（複数回答）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・市や相談支援センター、サービス提供事業所に寄せられる、障がいのある人の意見や要望を踏まえ、障がい者総合支援協議会において課題やニーズを把握します。
- ・課題に対する好事例を蓄積し、相談支援体制の拡充等に生かします。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・障害者差別解消法に基づく事例の蓄積を進めるとともに、それを活用した啓発を進めています。
- ・就労支援を通じて、企業や地域にアプローチし、障がいのある人への理解を進めていく取組を進めます。

□相談支援の充実

- ・相談機関の整備状況について効果測定をしながら、「地域の置ける総合相談窓口の設置」「相談員の専任配置による人員体制の強化」「地域における制度を超えた連携の強化」を図り、相談支援体制を拡充します。

□パートナーシップによる取組

- ・藤沢市障害福祉団体連絡会をはじめ、関係団体、関係会議との連携を深めるとともに、医療、教育、子育て等の団体とのネットワークを構築していきます。

コラム：誰もが安全、安心に移動するための設備は誰の負担？

国では、2021年（令和3年）12月に、鉄道施設のバリアフリー化を促進するために、そのバリアフリー整備費用を鉄道利用者から薄く広く徴収する料金設定を事業者に許可する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設しました。これまで、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）において、鉄道駅のバリアフリー化の早期整備が掲げられていますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変容による旅客需要の低下は事業者の設備投資にも大きな影響を与えています。

すべての人が安全、安心に移動ができる環境を確保するためには、誰もがその設備を必要とする可能性があることを再認識し、移動に困難がある人への理解を深めることが大切です。

5 部落差別（同和問題）を解決するために

現状

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程において形作られた身分差別に起因する日本固有の人権問題です。1871年（明治4年）に布告された解放令（明治4年8月28日太政官布告第449号）によって身分制度は廃止されましたが、その後も、特定の地域の居住者や出身者を社会から排除するという差別が現代まで続いている。被差別部落（同和地区）出身であることを理由に、結婚や就職などで差別されるなど、日常生活において基本的人権が侵害されるという深刻な社会問題となっています。そして、差別された人々は、結果的に、社会的、経済的、文化的に低い位置に置かれることを強いられてきました。

国は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」を制定しました。

その後も一連の特別措置法に基づき、さまざまな事業が実施され、同和地区の生活環境はある程度改善されましたが、インターネット上の差別的書き込みなどが依然として存在していることから、2016年（平成28年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を制定しました。同法では、部落差別（同和問題）が現在も存在するとして、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等を明示しています。

本市では、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、課題やニーズの把握を進めてきました。機会を捉えて国・県・当事者団体と連携し、人権教育・人権啓発を推進するとともに、相談支援の充実を図っています。

そのほか、就職・結婚差別につながる身元調査によって個人情報が不正に取得された場合は、本人にその旨を通知することにより、権利利益の保護と不正取得の抑止に努めています。

本市での主な取組

取 組		
1	実態把握	定期的な人権に関する市民意識調査の実施
2	相談支援の充実・団体との連携	国・県と連携した相談体制の充実、当事者団体との連携による啓発の推進
3	個人情報保護	戸籍関係証明書等の不正取得を防ぐための「本人通知制度」を活用し、就職・結婚差別につながる身元調査による個人情報漏洩防止の徹底

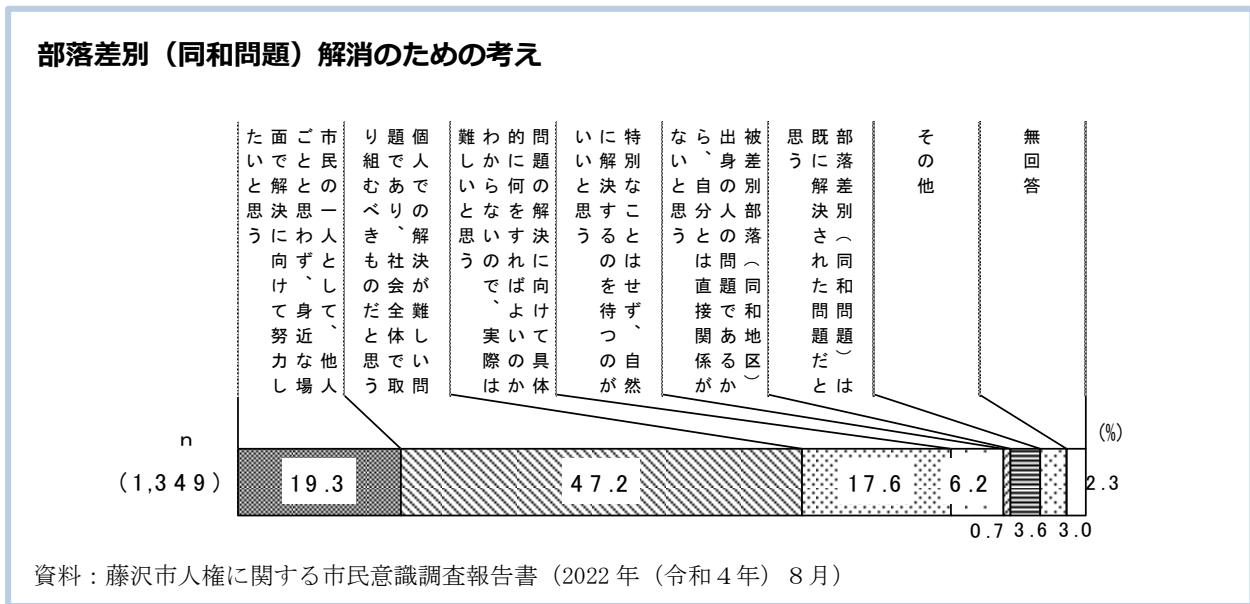
課題

これまでのさまざまな取組により、同和地区の生活環境やあらゆる格差は改善されましたが、近年、部落差別（同和問題）はSNS等を通じたインターネット上の差別書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地の情報、氏名等の掲載や動画の公開など、インターネット上の人

権と絡みあう複合的な問題へと変化して、大きな問題となっています。

法務省の人権擁護機関が2020年（令和2年）に取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告」によると、部落差別等に関する人権侵犯事件は、2013年（平成25年）は実社会におけるものが90%、インターネット上が10%であったところ、2017年（平成29年）には実社会におけるものが約47%、インターネット上は約53%と、インターネット上の事件件数が上回っている状況です。

部落差別（同和問題）について一人ひとりが正しく理解し、「生まれた地域などによって差別されるべきではない」という認識を持つことが重要です。市では、差別や偏見の解消に向けた取り組みを推進していきます。



施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・国や関係機関が実施する部落差別（同和問題）の実態調査によって状況を把握します。
- ・人権に関する市民意識調査を実施します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めます。
- ・差別や偏見を間違ったことだと認識できるよう、人権感覚を磨く人権教育を進めます。

□相談支援の充実

- ・国や関係団体との連携による相談体制の充実を図ります。
- ・身元調査等で住民票等が不正に取得された場合の「本人通知」を継続して実施します。

□パートナーシップによる取組

- ・国や関係団体等とともに、部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めます。
- ・えせ同和行為^{※1}の排除に向けて、国や関係団体等と連携し、啓発活動に取り組みます。

※1 えせ同和行為：同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をする行為。

6 外国につながりのある人の人権を尊重するために

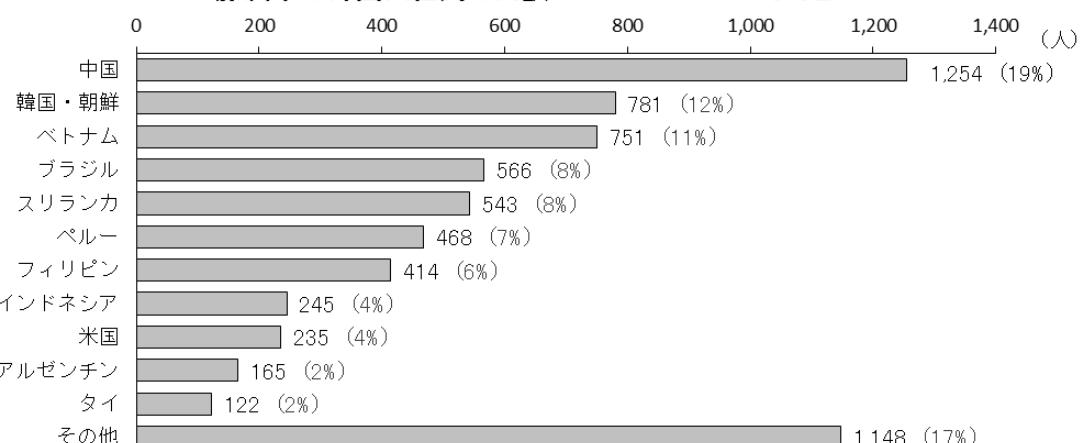
現状

本市には、2022年（令和4年）4月現在、約6,700人の外国人住民が暮らしています。

歴史的経緯により特別永住資格を有する朝鮮半島出身の在日韓国・朝鮮人や、1990年（平成2年）の改正出入国管理法施行により就労制限が緩和されたことに伴い、就労を目的として来日した日系二世・三世をはじめ、留学、国際結婚などさまざまな理由により市内に居住しています。外国人労働者を日本に受け入れるためにできた、新しい在留資格「特定技能」が発効した2019年（平成31年）以降は特に増加しており、2020年（令和2年）から世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症が収束した後には、さらに外国人住民が増えることが見込まれます。また、日本国籍の取得や国際結婚で生まれた子など、外国につながりを持つ人も増えています。

本市ではこれまででも、外国につながりのある市民を対象に、多言語による情報提供・生活支援を行ってきました。互いの文化を認め合い、共に生きる地域社会をめざして、2007年（平成19年）に「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」を定めました。その後、2014年（平成26年）に改定し、多文化共生^{※1}のさらなる推進に取り組んでいます。

藤沢市の外国人住民の内訳 2022年(令和4年)4月現在



※住民基本台帳に基づく人口。

本市での主な取組

取 組

1	外国人につながりのある人の権利の保障	外国人につながりのある人の差別や人権侵害を防ぐ、多文化共生施策の推進
2	外国人につながりのある市民の市政への参加促進	外国人につながりのある市民をメンバーとする「藤沢市外国人市民会議」の設置 外国人につながりのある市民の意見の市政への反映促進
3	コミュニケーション支援	行政や市民ボランティア、支援団体などの協力による、日本語教室の開催や多言語による情報提供

※1 多文化共生：国籍等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

取組		
4	相談・支援体制の充実	日常生活の困りごとへの対応のための相談窓口への外国人相談員の配置
5	教育支援	日本語指導が必要な児童生徒に対する、国際教室の設置 日本語教室の実施や日本語指導員による日本語学習の支援
6	就学支援	学校になじめない子へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣 個々のケースに応じたきめ細かい支援
7	住宅入居等への支援	不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援
8	災害時の対応に備えた施策の充実	避難所の分散化、環境整備（ハード面・ソフト面）、多言語での災害情報の提供
9	国際理解教育・啓発の推進	あらゆる機会を通じた多文化共生への理解を深める人権教育の推進 国・県・関係団体等と連携したヘイトスピーチ撲滅のための人権啓発の推進

課題

近年では、特定の民族や国籍の人あるいはその子孫であることを理由に、日本社会から排除することをあおり立てたり、危害を加えようとするなどの差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が問題となっています。国連の人種差別撤廃委員会からの勧告を受け、国では2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を制定し、同法の理念に基づき取組が進められていますが、インターネット上での差別発言や差別的な書き込みも含め、依然としてヘイトスピーチは繰り返されています。ヘイトスピーチ根絶に向けて、実効性のある取組を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、民族や国籍などによる分断や差別が生じました。外国につながりのある人を地域社会の一員として受け入れ、交流やつながりを深め、共に助け合える環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代^{*1}の「新たな日常」を構築することが求められています。

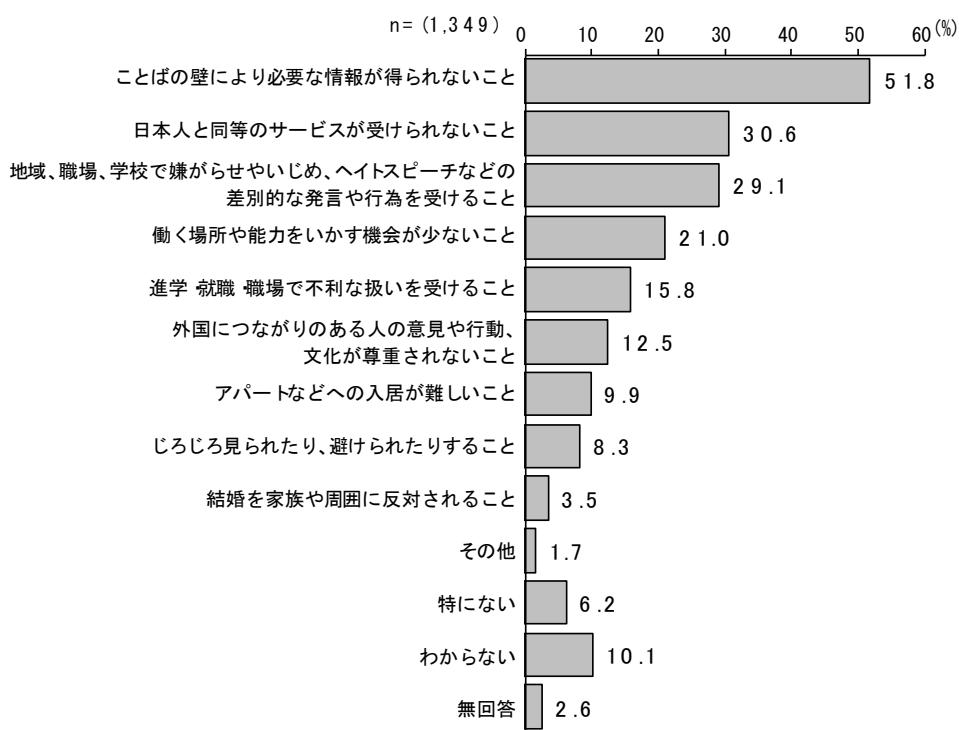
本市の外国人住民は今後も増加が見込まれますが、文化や宗教、生活習慣の違いから、外国につながりのある人をめぐって、アパート等への入居拒否や商業施設への入店拒否、就職での不合理な扱いなど、さまざまな人権問題が発生しています。日本国籍を持っていても、日本に帰化した人や、父又は母が外国人など、外国につながりのある人は、外見や名前だけで外国人と同様に差別や偏見にさらされることがあります。

誰もが、人種や肌の色、言葉、宗教の違いなどによって差別されるべきではなく、この考え方方は、どの国に住んでいても変わりません。それぞれがもつ文化を尊重しあい、国籍に関係なく同じ人間として共に生きる地域社会をつくるために、引き続き多文化共生のまちづくりに取り組んでいきます。

*1 ポストコロナ時代：新型コロナウイルス感染症が社会に存在していることを前提とした時代を指す

[中村 真理子1]。

外国につながりのある人の人権に関することで、特に問題があると思うこと（複数回答）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- 人権に関する市民意識調査を実施し、外国につながりのある人に関する市民の意識等を把握します。
- 藤沢市外国人市民会議や、藤沢市都市親善委員会にて意見把握をします。
- 国や県が実施する実態調査結果等を分析し、実態把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- 外国につながりのある人への差別や偏見をなくすための意識啓発を推進します。
- 多文化共生の理解を深めるための研修等を実施します。

□相談支援の充実

- 多言語での相談支援や医療ボランティア通訳派遣などの、コミュニケーション支援を進めます。
- 外国につながりのある市民に配慮したやさしい日本語を意識した行政文書の作成や、困りごとに応じた専門相談窓口の周知を行います。

□パートナーシップによる取組

- パートナーシップによる多文化共生のまちづくりを推進します。
- 国際交流や、姉妹友好都市との文化・スポーツ交流など、外国につながりのある市民と一般市民が交流できる場の充実を図ります。

7 患者等の人権を尊重するために

現状

(1) 患者等の人権

世界人権宣言において、「すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」と記され、日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが保障されています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という）では、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ総合的かつ計画的に施策が推進されることを基本理念としているほか、「難病の患者に対する医療等に関する法律」においても、難病の患者に対する医療等は、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、総合的に行われなければならないと明記されています。

心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利です。すべての人が心身ともに健康で安心して暮らすためには、疾病についての社会の理解と、疾病と診療内容を十分に理解した上で、患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

(2) 感染症や疾病等と人権

感染症法の基本理念を踏まえ、国及び地方公共団体のほか、医療機関をはじめとした関係機関において、患者等の人権を尊重した取組を推進しています。本市においては、司法書士等人権擁護関係機関を構成員とした藤沢市感染症診査協議会を設置し、感染症患者に対する適切な入院の措置が行われているか等を審議するチェック体制の整備や、感染症や難病に関する各種啓発事業を実施しています。

しかし、現状では患者等を取り巻く環境において、疾病や診療内容などの理解が十分ではありません。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染した人や医療従事者、またその家族などに対する差別や偏見、不確かな情報や誤った認識に基づく行動や、SNSなどへの差別的な書き込み等が広がりました。

HIV^{※1}やハンセン病^{※2}といった感染症や難病、精神疾患などについても未だ正しい知識と理解が完全に普及しているとはいえない。本市では、感染症やさまざまな疾病等によって人権が侵害されることがないように啓発に努めています。

※1 HIV：エイズ（AIDS）の原因となるヒト免疫不全ウイルス（human immuno-deficiency virus）のこと。HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、現在はさまざまな治療薬が出ており、きちんと服薬することでエイズ発症を予防することが可能になっている。

※2 ハンセン病：らい菌に感染することで起こる感染症。過去に、ハンセン病患者を療養所に収容し、隔離する政策がとられたことなどから、ハンセン病は伝染しやすいとの誤った認識が広がり、偏見を強めることとなったといわれている。今日では、治療法が確立され、早期に発見し適切な治療を行えば、後遺症が残ることもない。

(3) 精神疾患を有する人の人権

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者(*1)に対する理解を深め、および精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない」と規定されています。しかしながら、精神疾患を有する人への誤解や偏見は未だ存在しています。本市では、精神疾患を有する人の人権が尊重されるよう、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

* 1 この法律における「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は、その依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

本市での主な取組

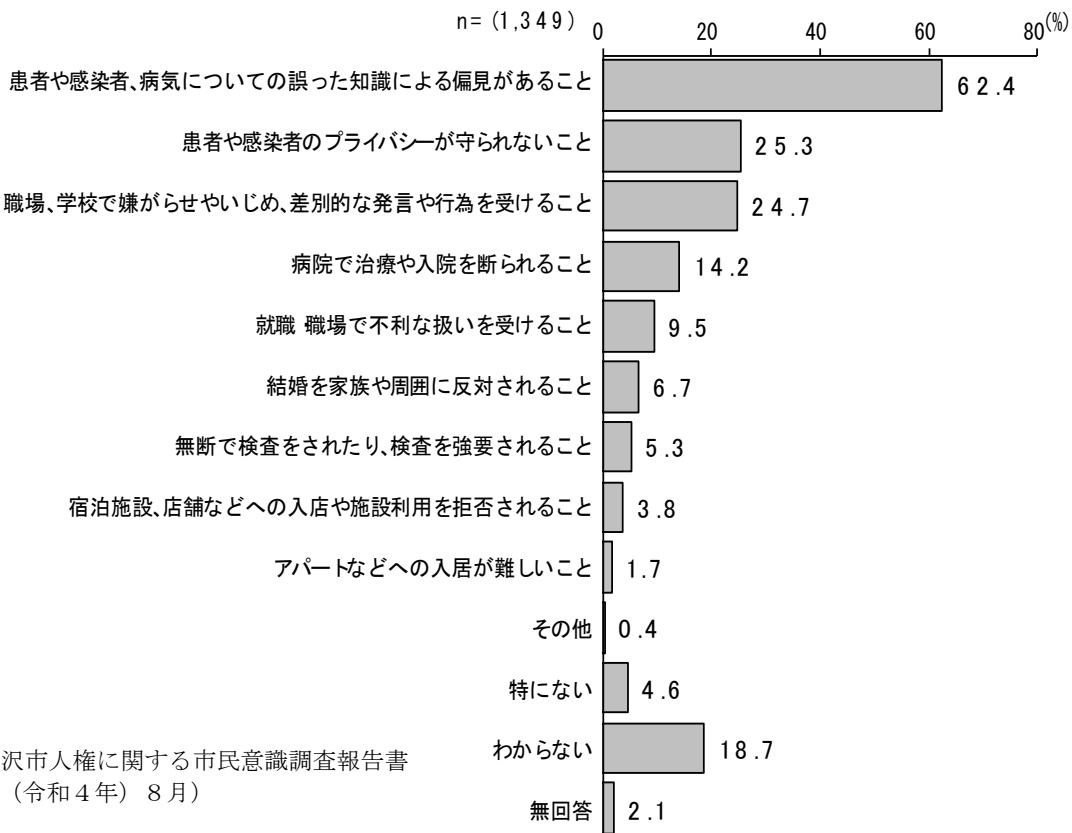
取組	
1	患者本位の保健・医療サービスの推進
2	保健・医療・福祉・介護サービスの充実と人権意識啓発の取組支援
3	感染症や精神疾患等の患者についての正しい知識の普及啓発の推進

課題

本市で2022年（令和4年）に実施した「藤沢市人権に関する市民意識調査」によると、HIV・エイズ、肝炎などの感染者やその家族の人権に関することで問題があると思うことについて、「患者や感染者、病気についての誤った知識による偏見があること」が62.4%と最も高くなっています。また、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」、「地域、職場、学校で嫌がらせやいじめ、差別的な発言や行為を受けること」も2割半ばと比較的の高くなっています。

誤った知識や無理解から、患者やその家族が日常生活を送れなくなってしまうことはあってはならないことです。感染症や疾病等に関する偏見をなくし、患者等の人権とプライバシーを守るために、正しい知識の教育・啓発の強化が必要です。

HIV・エイズ、肝炎などの感染者やその家族の人権に関する問題（複数回答）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書
(2022年(令和4年)8月)

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・国や県、本市の人権に関する市民意識調査の実施による、人権上の課題やニーズを把握します。
- ・関係課等で行う各種調査における患者の視点に立った課題やニーズを把握します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・あらゆる疾病に対し、無理解や誤解による偏見や差別が生じないよう、最新の情報発信に努め、正しい知識の普及啓発を行います。

□相談支援の充実

- ・相談者は、病気への不安やさまざまな問題を抱えています。それぞれの相談窓口が他部門の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて連携、協働を推進するよう努めます。
- ・相談窓口の周知を図り、必要な時に、気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、相談者の気持ちに寄り添う対応、プライバシーを保護する相談環境、必要に応じて休日夜間の相談時間などに十分に配慮します。

□パートナーシップによる取組

- ・患者の人権が尊重された適正な医療が行われるよう、患者等と医療従事者の双方が情報を正しく共有し、信頼関係に基づいた医療サービスの提供を行います。

8 ビジネスにおける人権を尊重するために

現状

経済活動のグローバル化の進展に伴い、企業活動における人権の尊重への注目が高まっています。1998年（平成10年）には「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択され、2011年（平成23年）には「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会において全会一致で支持されました。この指導原則では、「人権を保護する国家の義務」と並んで、「人権を尊重する企業の責任」が3つの柱の1つとして位置付けられており、2015年（平成27年）に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及されています。

また、SDGsの8つ目のゴールには、国際労働機関（ILO）が提唱するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）^{*1}の実現を促進する項目が掲げられています。この実現に向けて、ディーセント・ワークの普及啓発とともに、さまざまな労働施策を推進することが必要となっています。

（1）企業活動における人権尊重

2011年（平成23年）に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が成立して10年以上が経ち、2020年（令和2年）には、「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」が日本においても策定されるとともに、人権に対する負の影響を予防又は軽減する人権デュー・ディリジェンス^{*2}の仕組みと苦情処理メカニズムを導入する企業が増えました。

また、近年は、人権問題をESG（環境・社会・ガバナンス）投資^{*3}やSDGs（持続可能な開発目標）の視点から取り組んでいる企業も増えてきています。

これらの人権の尊重に関わる取組は、自社だけでなく、取引先や消費者など関わるすべての人に対しても求められています。

（2）就労者の人権

国では、2016年（平成28年）に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」が示されました。非正規雇用労働者の待遇改善や長時間労働の是正、高齢者の雇用促進等の取組を掲げ、多様で柔軟な働き方を可能にするために、働き方改革^{*4}を推進するとしています。

本市では、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ^{*5}の促進などそれぞれの人が能力を発揮し活躍できる就労の場を提供できるよう行政と事業者、労働者が連携を図り取組を進めるとともに、社会保険労務士会等と連携した相談支援の実施や就労相談の充実を図っています。

※1 ディーセント・ワーク（Decent Work）：働きがいのある、人間らしい仕事。権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事のこと。

※2 人権デュー・ディリジェンス（Due Diligence）：人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス。

※3 ESG（環境・社会・ガバナンス）投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

※4 働き方改革：2016年（平成28年）に第3次安倍内閣が提唱した、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた取り組み。労働時間法制の見直しと、雇用形態に拘わらない公正な待遇の確保がポイントとなっている。

※5 ダイバーシティ（Diversity）：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

本市での主な取組

取 組	
1	働き方改革 多様で柔軟な働き方の実現（コロナ禍によるテレワークやリモート会議の実施）
2	就労環境のジェンダー平等 女性登用率の向上や、参画が進んでいない分野への働きかけの実施 女性の雇用・就労機会の促進とジェンダー平等の推進
3	対象者に応じた就労支援 女性、若者、外国につながりのある人など、それぞれの人が能力を発揮するための就労支援（ユースワークふじさわ・湘南合同就職面接会など） 庁内のハローワーク相談窓口の常設（ジョブスポットふじさわ）
4	就労者の権利 職業、職種、任用形態等による差別を防ぐための研修等による意識啓発
5	ハラスメントの根絶 法令等に基づくハラスメント防止に向けた啓発の強化
6	労働相談の充実 社会保険労務士や弁護士による各種労働相談の実施
7	企業活動における人権の尊重 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、人権デュー・ディリジェンスの実施
8	気候変動・環境汚染 社会情勢の変化を受けた「環境基本計画」の1年前倒しでの改定 市民・企業・行政が一丸となった環境の保全と創造の取組

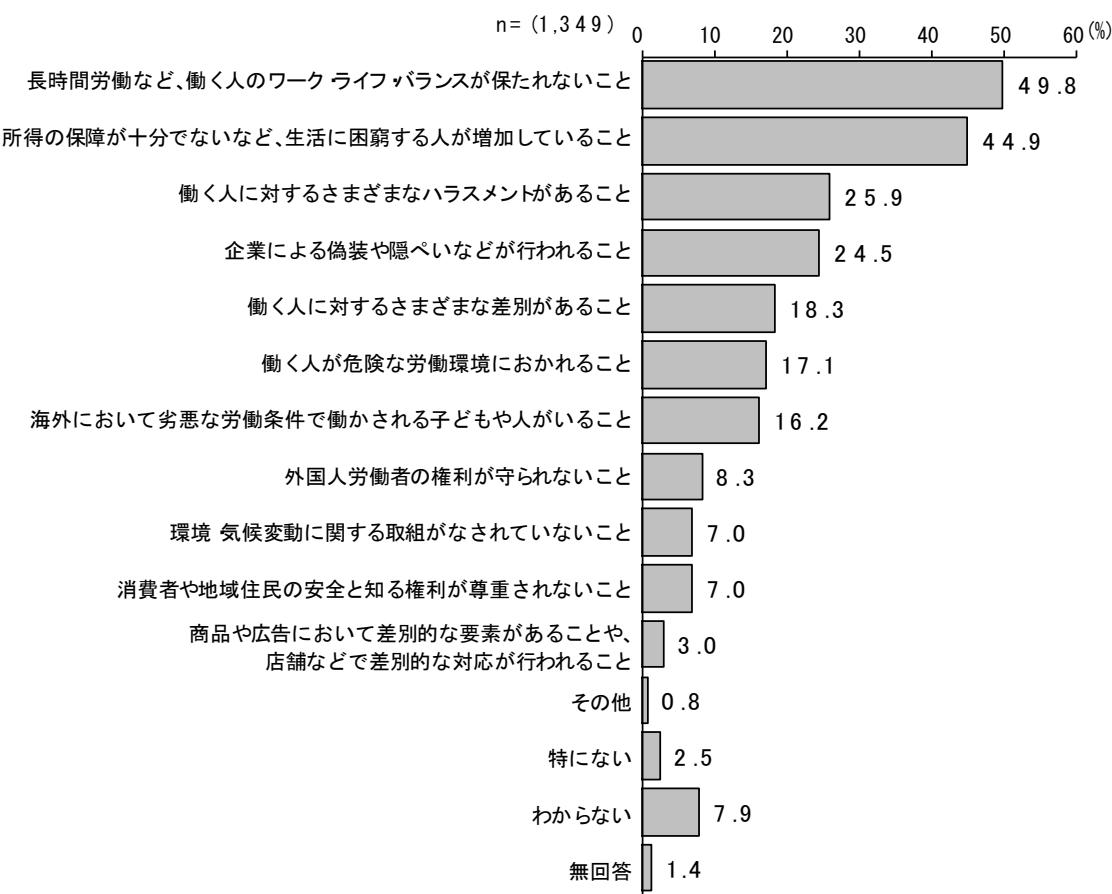
課題

わが国では、依然として過労死や過労自殺に結び付く長時間労働、ワーク・ライフ・バランスが実現できない社会環境が問題となっており、労働時間の削減は喫緊の課題となっています。また、新型コロナウィルス感染症の拡大により、非正規雇用の労働者が苦境に立たされる事態も続いています。

さらに、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスマント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったものの、未だに職場におけるさまざまなハラスマントが問題となっています。最近では、顧客等からの不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスマント^{※1}）が就労者への深刻な精神的負担になっており、その対策が急務となっています。

また、企業活動において、人権の尊重は重要な要素の一つであるものの、人権デュー・ディリジェンスや苦情処理メカニズムの導入は一部の企業に留まっており、企業活動における人権への負の影響を特定し、着実な取組を進めることが重要です。

ビジネスと人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

※1 カスタマー・ハラスマント：顧客等からのクレーム・言動のうち、クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段が不相当なものであり、その実現によって労働者の就業環境が害されるもの。

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・人権に関する市民意識調査による実態把握や関係機関での相談事例の把握に努めます。
- ・国や専門機関による実態調査の結果を把握・分析します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入事例や多様性・柔軟性のある働き方などの情報提供や啓発を実施します。

□相談支援の充実

- ・さまざまな立場の就労者の権利確保や人権尊重など、複合的で多様化する問題に寄り添った相談支援を実施します。
- ・県社会保険労務士会等との連携による各種相談支援を実施します。

□パートナーシップによる取組

- ・企業等と協働した、多様な主体が活躍できるダイバーシティを推進します。
- ・パートナーシップによる環境問題への積極的な取組を推進します。

9 犯罪被害者等の人権を尊重するために

現状

国では、2005年（平成17年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。地方公共団体には、相談体制の整備など支援の取組が求められています。また、同年に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、この計画において毎年11月25日からの一週間を「犯罪被害者週間」と定め、集中的な啓発事業等を実施することで、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性等について理解促進を図っています。

政府は2021年（令和3年）に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続きへの関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の5つを掲げ、犯罪被害者等のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図っています。

本市でも、被害者やその家族の人権擁護に向けて、犯罪被害者等に関する教育・啓発などに取り組んでいます。

本市での主な取組

取組

1 教育・啓発	各学校における犯罪被害者に関する研修の実施、教職員の理解促進
	かながわ犯罪被害者サポートステーション等に関する情報提供
	人権メッセージパネル展等での犯罪被害者週間の周知
2 相談・支援の充実	相談内容に応じて、かながわ犯罪被害者サポートステーションにつなぐなど、関係機関等との連携 市民センター・公民館等ヘリーフレットの設置による周知
3 支援施策の検討	犯罪被害者等の支援に向けた、情報収集及び施策の検討

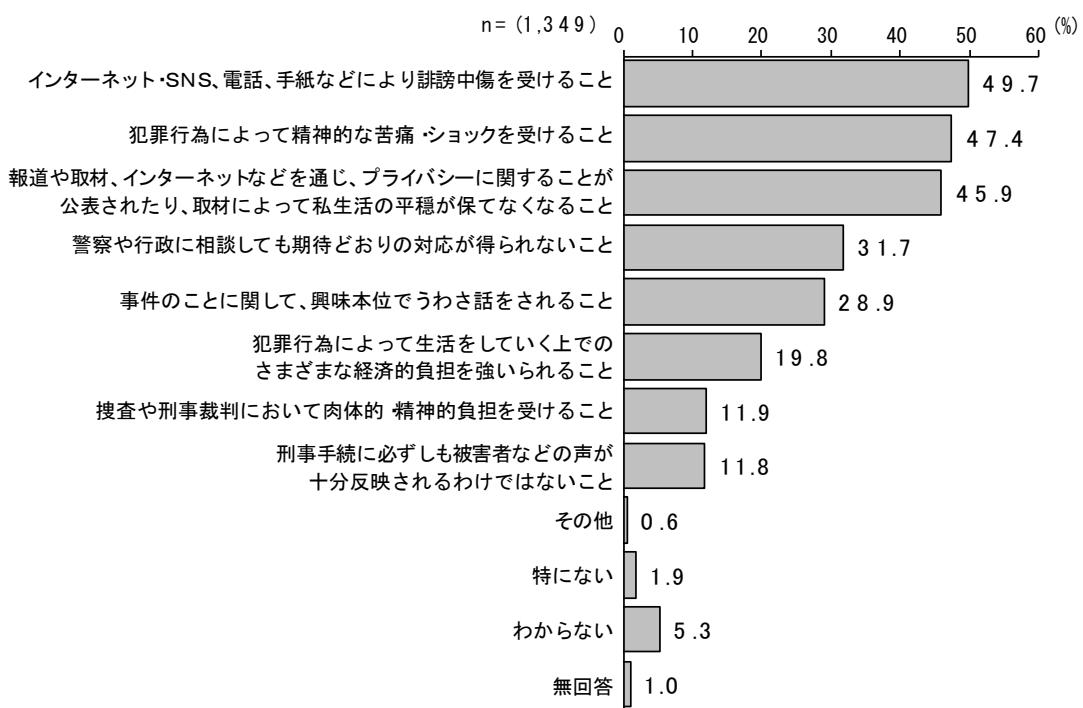
課題

犯罪被害者とその家族等は、犯罪によって、生命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、家族を失い、財産を奪われるといった直接的な被害のほかに、周囲の人々の理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷、偏見などによって、精神的苦痛を受けるなど、二次被害^{※1}に苦しむことも少なくありません。犯罪による被害は、ある日突然、理不尽に、誰の身にも起こる可能性があります。

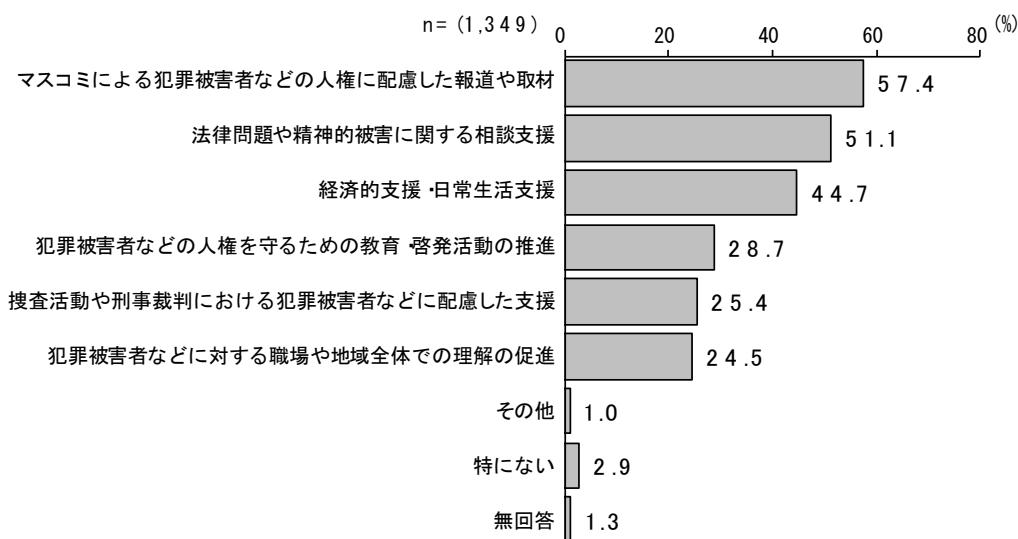
犯罪被害者とその家族、遺族が直面するさまざまな問題に対応するため、関係機関等との支援体制を整備するとともに、国や県と連携した事業の推進が求められています。

※1 二次被害：犯罪による直接的被害に派生して生じる副次的な被害。

犯罪被害者などの人権に関する問題（複数回答）



犯罪被害者などの人権を守るために必要なこと（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・人権に関する市民意識調査を実施し、市民の意識の実態を把握します。また、国や県など
が行う意識調査の結果を分析し、市の取組に反映します。
- ・犯罪被害者等の支援に向けて、引き続き、情報収集及び施策の検討を行います。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・犯罪被害者とその家族等が受けている直接的・間接的被害の状況や、その状況を踏まえた
支援の重要性、二次被害の発生防止のための配慮の重要性について理解を促すため、啓発
活動に努めます。また、犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている関係機関等の情報
を提供します。

□相談支援の充実

- ・国や県、関係機関等が実施する相談窓口の周知啓発を進めます。

□パートナーシップによる取組

- ・国や県、関係機関等との連携による相談・支援の強化に努めます。

10 生活困窮者の人権を尊重するために

現状

(1) ホームレスの人権

2002年（平成14年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、その後、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保等の総合的な取組が進められ、ホームレスの数は全国的に減少傾向にあります。

2008年（平成20年）に起きたリーマン・ショックによる世界的な大不況を受けて、製造業や飲食業などを中心に非正規雇用者の解雇や雇い止めなどにより困窮する人たちが増加し、高度経済成長以降の日本では一部の人の問題と思われていた貧困の問題が、広く認知されるようになりました。

そのような中で、本市では、N P O等の支援団体と連携するとともに、市で実施している緊急医療や生活保護制度を活用した病院での受診など、ホームレスの自立に向けた取組を進めています。

(2) 生活困窮者の人権

生活困窮者への支援をさらに進めていくために、2015年（平成27年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、就労に関する施策や住宅の確保など生活困窮者を対象とした包括的な支援体制が充実してきました。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、O E C D（経済協力開発機構）の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した日本の2018年（平成30年）の「相対的貧困率」は15.4%、「子どもの貧困率」は13.5%となっています。「相対的貧困」とは、その国の文化水準、生活水準と比較して大多数よりも困窮した状態をいいますが、この数値は調査が始まった1985年（昭和60年）以降、一貫して上昇基調にあり、格差が広がっていることを意味しています。日本はO E C D加盟国の中でも高い数値となっており、国際的に見ても貧困状態にある人が多い国となっていますが、「相対的貧困」は周囲からは見えにくいため、社会の理解が追いついていない状況にあります。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴う経済停滞と雇用悪化は、社会的に弱い立場にある非正規雇用労働者などに大きな打撃を与え、生活困窮が広がりました。働き盛りの人たちが病気等で働けなくなるなどして貧困に陥り、高齢の家族の介護のために子どもたちがヤングケアラーとなるなど、世帯全体が複合的な問題を抱えることが少なくありません。

本市では、地域住民が抱える複雑化・複合化する生活課題に対し、2021年（令和3年）4月に社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業^{※1}」を含め、分野・世代を問わず幅広く対象者を受けとめる包括的支援体制の構築に向か、さまざまな支援機関が担当分野を超えて相談対応するとともに、その課題の背景にも着目しながら必要な支援につなげることで、生活困窮者の自立に向けた取組を進めています。

※1 重層的支援体制整備事業：市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業の3事業を一体的に実施する体制を整備するもの。市町村の任意事業。

本市での主な取組

取 組	
1	実態の把握 13 地区ごとの地域特性を生かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めるため、世代・分野を超えた全世代型の「地域包括ケアシステム」に向けた取組の推進 ケアラーやひきこもりの実態把握と支援 ケアラーやひきこもりの課題を所管する関係部門による分散型窓口のあり方と支援に向けた共通認識を持つ取組 ホームレスに対する、全市内で年2回、必要に応じて随時実施する巡回相談
2	教育・啓発活動の推進 ホームレスに対する偏見や差別をなくすために、さまざまな機会（研修会等）による啓発活動
3	自立支援・生活支援 担当分野を横断した相談支援体制による生活困窮者の自立支援 希望するホームレスに対する施設入所や居宅設定を促す就労支援等
4	健康維持への対策 体調の悪いホームレスへの、市で実施している緊急医療や生活保護制度を活用した病院での受診
5	当事者・支援団体との連携 既存の仕組みや単一の機関では対応が難しいケアラーハーの支援やひきこもりなどの課題を抱える世帯に対する、適切な支援を可能とする、当事者・支援団体との連携と、関係機関に対する周知啓発活動 市内外のNPO等の支援団体と連携した、ホームレス自立支援
6	住宅入居等への支援 不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

課題

（1）ホームレスの人権

ホームレスに対する取組によって一定の効果も見受けられますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化などの課題は依然として残っています。また、ホームレスに対する誤解や偏見から、社会的排除を助長するような嫌がらせや暴行を加える事案が発生するなど、人権問題が生じている現状があります。

すべての人が健康で文化的な生活を送ることができる地域社会を実現するためには、総合的に生活困窮者対策に取り組み、自立支援に努めるとともに、ホームレスを含む生活困窮者に対する偏見や差別を解消するための教育や啓発を行うことが重要です。

（2）生活困窮者の人権

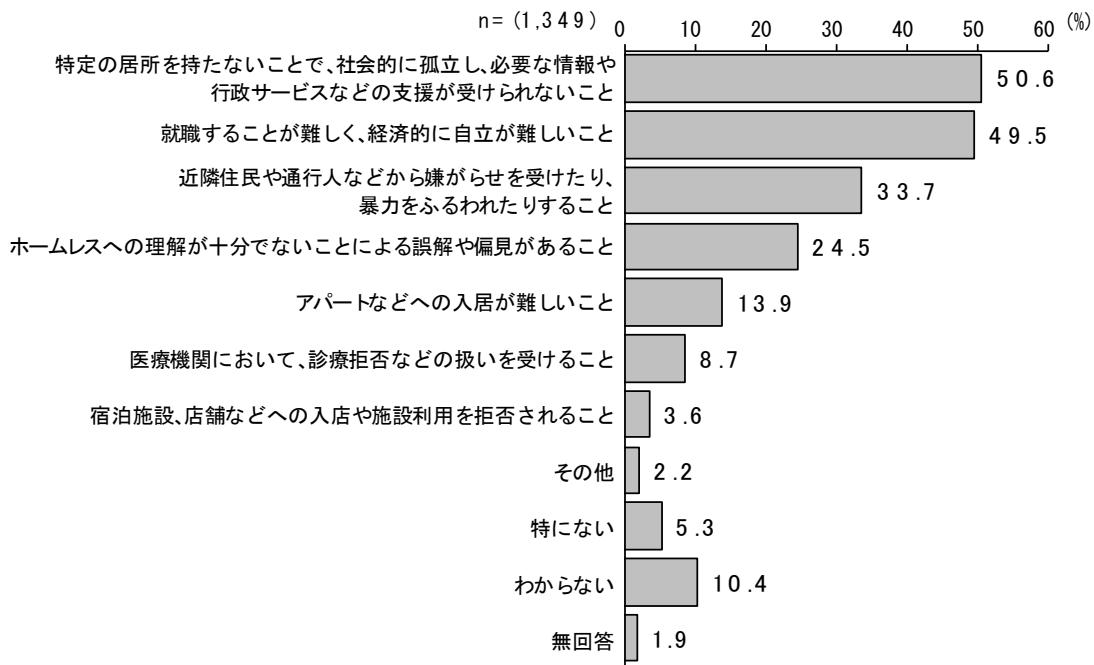
生活困窮者は、それぞれの背景や抱えている課題も異なります。経済的な面だけでなく、地域で生活するうえでさまざまな困難を抱える生活困窮者に対しては、行政が担う公的な制度・

サービスと併せ、地域団体や民間企業、教育機関、福祉サービス事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、地域や社会で支える相談支援体制が求められています。

時代の変化とともに、新たな貧困層が拡大しており、世代を問わず貧困に陥る可能性があります。わたしたち一人ひとりが、自分自身の問題として考えていく必要があります。

誰一人取り残さない社会をめざし、取り残された人に目を向けていく施策を進めていきます。

ホームレスの人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・ホームレスの中には、施設入所や居宅設定等を希望せず、自由に生きたいという意向のある人もいて、適切な支援に結びつけることが困難な事例もあります。今後もできるだけ市内を巡回し、ホームレスの相談に乗り、希望や要望等を把握します。
- ・市内全13地区に配置するコミュニティソーシャルワーカーや、市役所本庁に設置する生活困窮者支援の窓口「バックアップふじさわ」の相談支援員が、生活困窮者からの相談に一つひとつ丁寧に対応することで、支援ニーズの把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・ホームレスに対する偏見や差別をなくすために、さまざまな機会（研修会等）で啓発活動を行います。
- ・相談支援員は、生活困窮者を地域における生活者として捉え、その方が希望する生活スタイルに寄り添いながら、その状況に応じたオーダーメイド型の支援を提供するという共通認識の確保に努めます。

□相談支援の充実

- ・市内を巡回し、ホームレスを含めた生活困窮者に市役所の窓口を案内し、本人に寄り添いながら、丁寧に相談に乗ります。
- ・生活困窮者が抱える複雑化・複合化した困りごとを地域のさまざまな場面を通じて把握することを目的に、生活困窮者支援の相談支援員をコミュニティソーシャルワーカーとして位置づけ、市内全13地区に配置しています。
- ・市役所内に相談窓口として、「バックアップふじさわ」を設置し、庁内各課と連携し、生活困窮者の把握に努めるとともに、必要な制度・サービスの活用につなげます。
- ・市民センター・公民館の機能強化による相談支援体制の充実に取り組みます。

□パートナーシップによる取組

- ・市内外の生活困窮者を支援するNPO等の団体等支援団体と連携します。
- ・行政が担う制度やサービスの提供だけでなく、地域の活動団体やさまざまな支援機関と連携・協働し、必要に応じて重なりながら支援を行います。

11 インターネット上における人権を尊重するために

現状

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、生活に欠かせないものとなっています。しかし、インターネット上の違法・有害情報による被害も後を絶ちません。国では、2002年（平成14年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が成立し、2021年（令和3年）4月に改正されました。この改正で、情報開示に関する裁判手続きの創設や、開示情報範囲が見直され、インターネットにおける人権侵害に対処する取組が進められています。

また、高度情報通信社会の進展によって利便性が高まった一方で、プライバシー侵害などのリスクが高まりました。これを受け、国際的な制度の調和・連携に配慮しながら個人の権利と利益を保護することを主な目的として、2022年（令和4年）4月1日に「改正個人情報保護法」が施行されました。これにより、「保有個人データの開示方法を本人が指示できる」、「第三者提供記録を本人が開示請求できる」など、個人による請求権の範囲が拡充されました。人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等は、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報「要配慮個人情報」として、「個人情報保護法」に定められた情報です。

近年ではスマートフォンの急速な普及や、オンライン授業の導入によって、インターネットは子どもにとっても身近なものになっています。市内の市立小学校6年生と中学校3年生の全生徒を対象に実施した、令和3年度インターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果によると、小学6年生の60.5%、中学3年生の90.8%が自由に使えるスマートフォンを持ち、小学6年生の34.6%、中学3年生の78.6%がSNS等を利用しています。年齢が上がるとともに活動範囲が広がり、コミュニケーションツールの一つとしてSNSを利用する機会が増えている傾向にあることがうかがえます。

本市では、このような状況を踏まえて、適正なインターネット利用の推進や、インターネットに対する学習資料の配布による児童・生徒の情報モラル^{※1}の向上の推進、保護者や教職員を対象とした研修会等に取り組んでいます。

本市での主な取組

取 組	
1 適正なインターネット利用の推進	インターネット上での人権侵害等を未然に防ぎ、安全・安心なインターネットの利用を促進するための講演会等による啓発

※1 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

取組

2	ネット上のいじめ・人権侵害など	子どもがトラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を習得するために学校において適切な時期に学習会等の実施
		インターネットに対する学習資料の配布による児童・生徒の情報モラルの向上の推進 子どもが安全にインターネットを利用することができるよう、トラブルの防止や対処方法について、保護者や教職員を対象とした研修会等の実施

課題

インターネットなど電子通信技術の発達により、利便性が高まる一方で、SNS上でのいじめやトラブル、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や、差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害など、インターネット上での人権侵害が大きな問題となっています。

インターネット上では、名前や顔を知られず匿名で情報を発信することができるため、現実の世界よりも人権を軽視しやすい傾向にあります。情報は一瞬にして大勢の人々に伝わり、一度公開された情報は完全に消すことはできません。被害を受けた人は、日常生活を送れなくなったり、精神的に深く傷つき追い詰められたり、最悪の場合、自殺へつながることもあります。投稿するときは、インターネットの向こう側には人がいることを常に意識し、自分の言葉を相手がどう受けとめるか、対面で同じ言葉が掛けられるか想像してみることが大切です。

また、誰でも情報発信ができるため、真偽が不確かな情報や、フェイクニュース^{*1}と言われるデマ情報が拡散されることもあります。知らないうちに、誤った情報の拡散に加担してしまう場合があることから、すべてを鵜呑みにせず、いろいろな情報源と比較して内容に矛盾がないか確認するなど、インターネット上の情報を主体的に読み解く能力（情報リテラシー^{*2}）や情報を正しく活用していく態度（情報モラル）を身につけることも重要です。

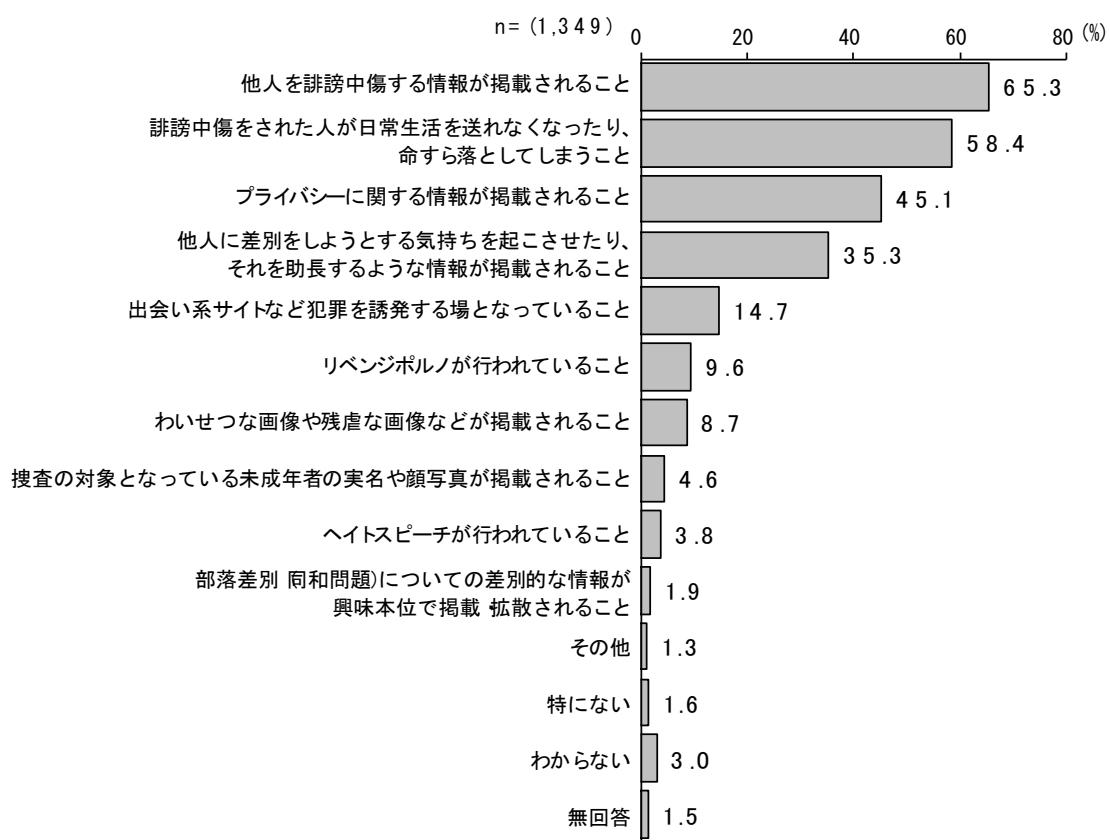
その他、デジタル化に対応できない情報弱者と呼ばれる人の存在も忘れてはいけません。インターネット環境が整った人ばかりではないことを理解し、情報格差が生じないように努め、すべての人が平等に情報を得られるよう配慮する必要があります。

本市では、すべての人がインターネット上で加害者にも被害者にもならないために、情報モラルと情報リテラシーを身につけることができるよう、ホームページ等での情報発信や啓発活動を推進します。

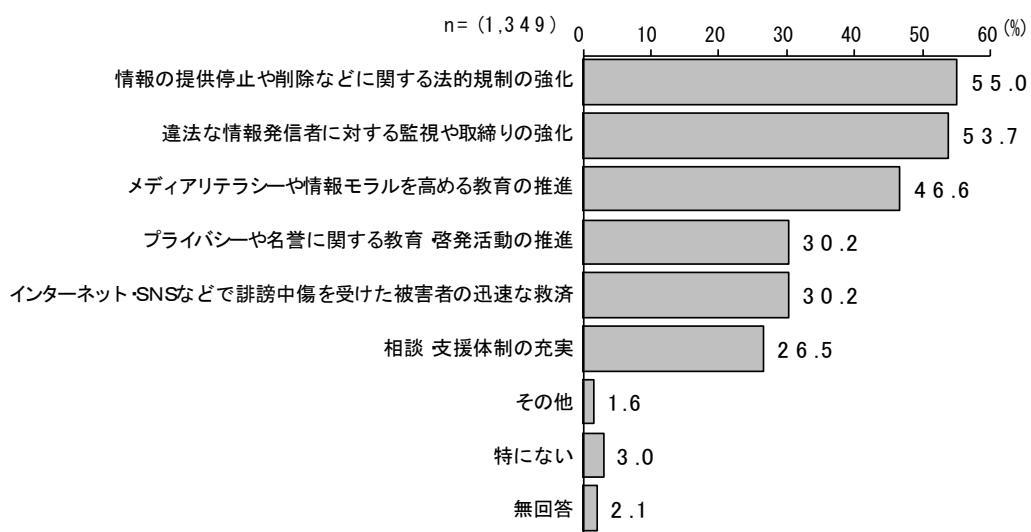
*1 フェイクニュース：定まった定義はなく、何らかの利益を得ることや意図的に騙すことを目的とした「偽情報」や、単に誤った情報である「誤情報」や「デマ」などを広く指す。

*2 情報リテラシー：情報（information）と読み書き能力（literacy）を合わせた言葉。情報機器の操作能力のほか、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲を指す。

インターネット・SNSなどによる人権侵害に関する問題（複数回答可）



インターネット・SNSなどによる人権侵害を防ぐために必要なこと（複数回答）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・定期的に実施する人権に関する市民意識調査や、国や県が実施する意識調査によって実態を把握します。
- ・学校でのアンケート調査による子どもの実態・意向把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・児童、生徒の発達段階に応じた学習会等の実施や、啓発パンフレット等の配布をします。
- ・国、県、近隣自治体等と連携した適正なインターネット利用の啓発を進めます。
- ・市民の情報リテラシーや情報モラルを高める取組の推進に努めます。

□相談支援の充実

- ・国や県、専門の関係団体等が実施する相談窓口の周知啓発を進めます。

□パートナーシップによる取組

- ・国、県、専門の関係団体等との連携による支援の充実を図ります。
- ・地域の社会教育活動やN P O 法人等による、情報格差解消に向けた事業を推進します。

12 さまざまな人の人権を尊重するために

(1) その他の課題

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し「平和のないところに人権は存在せず、人権のないところに平和は存在しない」と学びました。そこから「21世紀は人権の世紀」という人権尊重と平和の実現が世界共通の認識となりましたが、未だに人権問題は解決せず、度々戦争や紛争が起こり、これまで想像しなかった人権課題も発生しています。

①先住民族

国連の報告によると、現在世界には少なくとも5,000の先住民族が存在し、5大陸の90か国以上の国々に居住しています。その多くは社会に強制的に同化させられ、言語や伝統的な生活様式を捨てなければならないなど、困難を強いられてきました。

日本でも、独自の文化をはぐくむアイヌの人々に対し、差別や迫害が行われてきましたが、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現に向けて施策の推進に取り組み、2019年（令和元年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

このほか、国連の人種差別撤廃委員会は、日本が先住民族と認定していない琉球・沖縄の人々を先住民族として認定し、権利を保護するよう、複数回にわたり勧告しています。

②刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族への差別や偏見は根強く、社会復帰がとても厳しい状況にあります。

2016年（平成28年）施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、罪を犯した人が立ち直り地域社会の一員として共に生き支えあう社会づくり促進のため、県は再犯防止推進計画を策定しました。

本市では、県と連携し、刑を終えて出所した人やその家族への差別や偏見の解消に取り組みます。

③北朝鮮当局による拉致被害にあった人

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。国際社会と連携しつつ、国では北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明と、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

本市では引き続きこの問題への関心と認識を深めていきます。同時に、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人たち等への差別につながることがないよう、啓発に努めます。

④災害に遭った人

東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故は、さまざまな被害をもたらした未曾有の大災害となりました。近年、地震や風水害など、自然災害が頻発しており、いつどこで被害が発生するか予測不能な状況です。

本市では、災害時等に人々が一時的に暮らすことになる指定避難所におけるプライバシー保護や、高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人への対応をまとめた「避難所運営マニュアル」を指定避難所ごとに作成しています。

災害時には、平常時における社会の課題がより顕著に現れることを認識するとともに、子どもや若者、高齢者、障がい者、セクシュアルマイノリティ、外国人といった多様な人々に配慮した取組が必要です。

⑤自殺・遺された人【新】

国の自殺者数は2010年（平成22年）以降減少傾向にあり、2019年（令和元年）は統計以来最少となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行で世界全体が危機的状況に陥り、収束の見通しが立たない中、2020年（令和2年）7月以降は自殺者数が増加しています。特に10代20代の若者や、女性の自殺者数が増加している状況となっています。

自殺の背景には経済、労働、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡んでいます。周囲がサインに気づき、適切な支援に繋ぐことで防ぐことができる場合もあります。また、自殺に対する偏見は、遺された人をさらにつらい状況に追い込む恐れがあります。自殺対策とともに遺された人への適切な対応にも取り組む必要があります。

⑥人身取引（トラフィッキング）

人身取引は性的搾取や強制労働等を目的として行われる重大な犯罪であり、深刻な人権侵害です。

国では2014年（平成26年）に「人身取引対策行動計画2014」を策定し対策に取り組んできましたが、毎年風俗店等での売春や労働の強要などの事案が発生しています。また、若年層が、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス※1」と呼ばれる営業により性的な被害に遭うといった問題も起きており、2022年（令和4年）に成人年齢が18歳に引き下げられたことで、さらに被害が増えることが懸念されています。

⑦難民・避難民

世界には、母国において政治・宗教・民族等を理由に迫害を受け、やむを得ず外国に逃げて助けを求める非常に弱い立場に置かれている人たちがいます。

日本では1981年（昭和56年）に「難民条約」を批准し、翌年の1982年（昭和57年）には難民認定制度を導入しました。しかし、2021年（令和3年）までに87,892人から難民認定申請がありましたが、認定したのは915人に留まっています。また、紛争から逃れた人たちの中には「避難民」と呼ばれ、人道的配慮から在留が特別に許可される人たちもいますが、その数も3,289人となっており、受け入れの数は他の先進国に比べ少ない状況です。難民等の問題は人間としての尊厳や人権を奪われ、命まで脅かされる深刻な人道・人権問題であり、国際社会が協調して向きあう必要があるグローバルな課題です。

※1 JKビジネス：女子高校生などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供すること。

(2) さまざまな人権課題

これまで取り上げた人権課題以外にも、以下のようにさまざまな人権課題が存在します。

- 法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子である婚外子（非嫡出子）や、ひとり親家庭に差別や偏見の目が向けられることがあります。
- さまざまな事情から出生届が提出されず、戸籍に記載されていない人は身分を証明することができないため、社会生活に支障をきたし、権利や義務が侵されることがあります。
- 複数の人権課題を抱えることで、複合的により一層困難な状況に置かれていることもあります。
- 特定の個人や団体に対する差別的な落書きや、インターネット上の書き込みは、対象となつた人の尊厳を傷つけ、それを見た人へ差別意識を植え付け、差別を助長する恐れがあります。
- 身に覚えのない罪に問われ、犯罪者として扱われてしまう冤罪は、日本国憲法が保障する自由や名誉といった基本的人権を脅かす深刻な人権侵害です。

このほか、社会情勢の変化に伴って今までにない新たな人権課題も発生しています。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族などに対する心ない非難や、ワクチン非接種者へのハラスメントなどもあります。W I T Hコロナを見据えつつも、複雑化・多様化する課題に適切に対応するために、実態把握に努め、人権意識の向上と、課題解決への取組を進めています。

第4章 人権施策の推進に向けて

1 人権施策の推進体制

複雑かつ多様化する人権問題の解決には、府内の各担当部門との横断体制や、専門的な知識をもつ多様な主体との連携により、困難を抱える人の困りごとを受けとめ、寄り添いながら支援に取り組んでいく必要があります。

本市では、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針を基礎として、社会変化に柔軟に対応できるよう人権及びジェンダー平等に関する施策方針をトップコミットメントとして示し、各課等がその考えに基づき具体的な施策・事業を実施します。

また、すべての課等からD & I 推進員を選出し、各課等が展開する施策・事業が人権に配慮した取組となっているか点検するとともに、必要に応じて、プロジェクトチームを組織し、人権及びジェンダー分野における政策課題への横断的研究や取組を行います。

なお、人権課題への取組については、学識経験者、各分野の関係団体等の代表者及び市民公募委員により構成された府外組織「ふじさわ人権協議会」に報告を行い、市の人権施策全般に対し意見・助言を求めます。

さらに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の組織体「藤沢市人権擁護委員会」と連携し、人権相談のほか、地域に根ざした人権研修や人権啓発活動を実施します。

ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針

施策の推進、点検



D & I ※1 推進本部（仮）【構成】各部長等で構成（本部長：市長、副本部長：副市長）

【役割】本指針及びトップコミットメント

D & I ※1 推進員（仮）【構成】各課等の職員（主査以上）で構成

【役割】人権・ジェンダー分野における情報共有、政策課題への横断的研究・取組

人権男女共同平和国際課

【役割】人権・ジェンダー分野における政策立案・実行における司令塔、市民への情報発信

報告・諮問



助言



連携

ふじさわ人権協議会

ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会

藤沢市人権擁護委員会

※1 ダイバーシティ&インクルージョンの略。一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の力が發揮され、組織や社会の発展や価値創造につなげていくこと。

2 人権施策の推進に向けた市の取組方針

(1) 社会環境の変化に合わせた人権施策を推進します

本市では、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針（人権指針）をより時代に即した内容とするため、概ね5年を目安として、改定を行います。また、その間も社会変化に対応するため「人権・ジェンダー平等施策方針」をトップコミットメントとして発信し、すべての職員が人権の尊重に基づいて行動し、地域に発信します。

(2) 人権への負の影響を防止し、軽減するための実施体制を構築します

市は、人権を尊重する責任を果たすため、人権への負の影響を防止し、軽減するための仕組みについて国や地方公共団体のみならず、先進的な取組を行っている企業などの事例を収集・研究し、その実施体制を確立します。

3 研修・啓発

(1) 職員研修

全職員にeラーニングを活用した人権研修を実施することに加え、知識に偏重することなく、人権感覚を養うことを目的として、人権・ジェンダー平等推進員を通じた啓発・教育を実施します。また、ハラスメント防止においては、時代の変化に即応した、府内のルール整備と合わせ、研修を効果的に実施することで、常にハラスメントが起きない環境づくり、起こさせない仕組みづくりを徹底していきます。

(2) 啓発事業の実施

人権啓発事業は、国や県、他自治体、民間団体との連携を図るとともに、関係各課等と協力しながら実施します。人権問題は多岐にわたるため、年度ごとに主たるテーマを設定し、着実な浸透が図られるよう取り組みます。

資料編

1 市民意識調査の実施概要

(1) 調査方法等

調査地域	藤沢市全域
調査対象	2022年4月14日現在、藤沢市内在住の満18歳以上の方
対象者抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出（外国人含む）
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWeb回答
調査期間	2022年（令和4年）5月10日（火）～5月31日（火）
発送数	3,060人
有効回収数	1,349人（うち、郵送回収 943人、Web回答 406人）
有効回収率	44.1%

(2) 調査項目

調査項目
1. 人権についての意識・考え方
2. 新型コロナウイルス感染症と人権について
3. 女性の人権課題について
4. 子どもの人権について
5. 高齢者の人権について
6. 障がいのある人の人権について
7. 部落差別（同和問題）について
8. 外国につながりのある人の人権について
9. インターネット・SNSによる人権侵害について
10. セクシュアルマイノリティの人権について
11. 大規模な災害が起きたときの被災者の人権について
12. ビジネスと人権について
13. 犯罪被害者などの人権について
14. アイヌの人々の人権について
15. 北朝鮮当局による拉致被害者などの人権について
16. H.I.V・エイズ、肝炎などの感染者やその家族の人権について
17. ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について
18. ホームレスの人権について
19. 刑を終えて出所した人の人権について
20. 今後の取組に向けて
基本属性

2 主な人権に関する諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	1949年 (昭和24年)	1951年 (昭和26年)	1958年 (昭和33年)
難民の地位に関する条約	難民条約	1951年 (昭和26年)	1954年 (昭和29年)	1981年 (昭和56年)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1953年 (昭和28年)	1954年 (昭和29年)	1955年 (昭和30年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	1965年 (昭和40年)	1969年 (昭和44年)	1995年 (平成7年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	1979年 (昭和54年)	1981年 (昭和56年)	1985年 (昭和60年)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	ハーグ条約	1980年 (昭和55年)	1983年 (昭和58年)	2013年 (平成25年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	1984年 (昭和59年)	1987年 (昭和62年)	1999年 (平成11年)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1994年 (平成6年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	2006年 (平成18年)	2010年 (平成22年)	2009年 (平成21年)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	2006年 (平成18年)	2008年 (平成20年)	2014年 (平成26年)

3 日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
人権全般	人権擁護委員法	1949年 (昭和 24 年) [宮口2])	同左
	社会福祉法	1951年 (昭和 26 年)	同左
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000年 (平成 12 年)	同左
ジェンダー	売春防止法	1956年 (昭和 31 年)	1957年 (昭和 32 年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1985年 (昭和 60 年)	1986年 (昭和 61 年)
	男女共同参画社会基本法	1999年 (平成 11 年)	同左
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000年 (平成 12 年)	同左
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001年 (平成 13 年)	同左
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 [宮口3]	2003年 (平成 15 年)	2004年 (平成 16 年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	2015年 (平成 27 年)	同左
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018年 (平成 30 年)	同左
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	2018年 (平成 30 年)	2019年 (平成 31 年) [宮口4])
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	2022年 (令和 4 年)	2024年 (令和 6 年)
子ども	児童福祉法	1947年 (昭和 22 年)	1948年 (昭和 23 年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1964年 (昭和 39 年)	同左
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	1999年 (平成 11 年)	同左
	児童虐待の防止等に関する法律	2000年 (平成 12 年)	同左
	少子化社会対策基本法	2003年 (平成 15 年)	同左
	子ども・若者育成支援推進法	2009年 (平成 21 年)	2010年 (平成 22 年)

分野	名称	制定年	施行年
子ども	子ども・子育て支援法	2012年 (平成 24 年)	2015年 (平成 27 年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	2013年 (平成 25 年)	2014年 (平成 26 年)
	いじめ防止対策推進法	2013年 (平成 25 年)	同左
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	2013年 (平成 25 年)	2014年 (平成 26 年)
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	2016年 (平成 28 年)	2017年 (平成 29 年)
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	2021年 (令和 3 年)	2022年 (令和 4 年)
	こども家庭庁設置法	2022年 (令和 4 年)	2023年 (令和 5 年)
	こども基本法	2022年 (令和 4 年)	2023年 (令和 5 年)
高齢者	老人福祉法	1963年 (昭和 38 年)	同左
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	1971年 (昭和 46 年)	同左
	高齢社会対策基本法	1995年 (平成 7 年)	同左
	介護保険法	1997年 (平成 9 年)	2000年 (平成 12 年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001年 (平成 13 年)	同左
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2005年 (平成 17 年)	2006年 (平成 18 年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成 18 年)	同左
	成年後見人制度の利用の促進に関する法律	2016年 (平成 28 年)	同左
障がいのある人	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律	2018年 (平成 30 年)	同左
	身体障害者福祉法	1949年 (昭和 24 年)	1950年 (昭和 25 年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1950年 (昭和 25 年)	同左
	知的障害者福祉法	1960年 (昭和 35 年)	同左
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1960年 (昭和 35 年)	同左
	障害者基本法	1970年 (昭和 45 年)	同左

分野	名称	制定年	施行年
障がいのある人	身体障害者補助犬法	2002年 (平成14年)	同左
	発達障害者支援法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	2018年 (平成30年)	同左
	旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	2019年 (平成31年)	2019年 (令和元年)
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	2019年 (令和元年)	同左
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	2022年 (令和4年)	同左
部落差別 (同和問題)	部落差別の解消の推進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
外国につながりのある人	出入国管理及び難民認定法	1951年 (昭和26年)	同左
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
	日本語教育の推進に関する法律	2019年 (令和元年)	同左
患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)
	難病の患者に対する医療等に関する法律	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)
	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」	2019年 (令和元年)	同左
ビジネス	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	1966年 (昭和41年)	同左
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)

分野	名称	制定年	施行年
生活困窮者	生活保護法	1950年 (昭和 25 年)	同左
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	2002年 (平成 14 年)	同左
	生活困窮者自立支援法	2013年 (平成 25 年)	2015年 (平成 27 年)
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	2001年 (平成 13 年)	2002年 (平成 14 年)
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2003年 (平成 15 年)	同左
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	2014年 (平成 26 年)	同左
その他	個人情報の保護に関する法律	2003年 (平成 15 年)	同左
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	2019年 (平成 31 年)	2019年 (令和元年)
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	1997年 (平成 9 年)	同左
	再犯の防止等の推進に関する法律	2016年 (平成 28 年)	同左
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	2002年 (平成 14 年)	2003年 (平成 15 年)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	2006年 (平成 18 年)	同左
	被災者生活再建支援法	1998年 (平成 10 年)	同左
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	2012年 (平成 24 年)	同左
	自殺対策基本法	2006年 (平成 18 年)	同左

4 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1945年 (昭和 20 年)	6月「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」サンフランシスコで調印	
1947年 (昭和 22 年)		9月「労働基準法」施行
1948年 (昭和 23 年)	12月「世界人権宣言」採択	1月「児童福祉法」施行 12月「民法」改正
1949年 (昭和 24 年)	12月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(人身売買禁止条約)採択	6月「人権擁護委員法」施行
1950年 (昭和 25 年)		4月「身体障害者福祉法」施行 5月「生活保護法」施行 5月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)施行
1951年 (昭和 26 年)	7月「難民の地位に関する条約」(難民条約)採択	6月「社会福祉法」施行 11月「出入国管理及び難民認定法」施行
1953年 (昭和 28 年)	3月「婦人の参政権に関する条約」(婦人参政権条約)採択	
1955年 (昭和 30 年)		7月「婦人の参政権に関する条約」締結
1957年 (昭和 32 年)		4月「売春防止法」施行
1958年 (昭和 33 年)		5月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」締結
1959年 (昭和 34 年)	11月「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和 35 年)		4月「知的障害者福祉法」施行 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
1963年 (昭和 38 年)		8月「老人福祉法」施行
1964年 (昭和 39 年)		7月「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行
1965年 (昭和 40 年)	12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966年 (昭和 41 年)	12月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」[国際人権規約(社会権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[国際人権規約(自由権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	7月「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行
1967年 (昭和 42 年)	1月「難民の地位に関する議定書」採択	
1969年 (昭和 44 年)		7月「同和対策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和 45 年)		5月「障害者基本法」施行
1971年 (昭和 46 年)		10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行

実施年	国連関係	国内
1972年 (昭和 47 年)		7月 「勤労婦人福祉法」 施行
1973年 (昭和 48 年)	11月「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和 50 年)	12月「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979年 (昭和 54 年)	12月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) 採択	6月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」締結
1980年 (昭和 55 年)	10月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約) 採択	
1981年 (昭和 56 年)	12月「国連障害者の10年」(1983年~1992年)の決議を採択	1月「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 10月「難民の地位に関する条約」締結
1982年 (昭和 57 年)		1月「難民の地位に関する議定書」締結 4月「地域改善対策特別措置法」施行
1984年 (昭和 59 年)	12月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約) 採択	
1985年 (昭和 60 年)		1月「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(子の国籍取得父系主義から父母両系主義等に一部改正) 6月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結
1986年 (昭和 61 年)	12月「発展の権利に関する宣言」採択	4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 10月「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法) 改正施行
1987年 (昭和 62 年)		4月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989年 (平成元年)	11月「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) 採択 12月「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990年 (平成 2 年)	12月「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1991年 (平成 3 年)		11月「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成 4 年)	10月「国際高齢者年」(1999年)の決議を採択	4月「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1993年 (平成 5 年)	12月 国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年」を宣言	

実施年	国連関係	国内
1994年 (平成6年)	12月「人権教育のための国連10年」を宣言	4月 「児童の権利に関する条約」締結 9月 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995年 (平成7年)	9月「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	12月「高齢社会対策基本法」施行 12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結
1996年 (平成8年)		12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		3月「人権擁護施策推進法」施行 3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の一部改正 7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 7月「北海道旧土人保護法」廃止 7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 10月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行
1998年 (平成10年)		4月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正:60歳以上定年制義務化 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正:障害者雇用率引き上げ(民間企業1.8%、国・地方公共団体等2.1%) 11月「被災者生活再建支援法」施行
1999年 (平成11年)	10月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	4月「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 6月「男女共同参画社会基本法」施行 6月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結 7月 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 11月「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ処罰法)施行

実施年	国連関係	国内
2000年 (平成12年)	5月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	4月 成年後見制度改正（「民法」一部改正等） 4月 外国人登録法による指紋捺印制度廃止 4月 「介護保険法」施行 6月 「社会福祉法」改正施行 10月 「民事法律扶助法」施行 11月 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 11月 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 12月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		4月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行 5月 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 7月 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 8月 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者居住安定確保法）施行 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 12月 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 12月 「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002年 (平成14年)	1月「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 2月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 7月「国際刑事裁判所規程」発効	3月「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 5月「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 10月「身体障害者補助犬法」施行 12月「障害者基本計画」閣議決定

実施年	国連関係	国内
2003年 (平成15年)		1月 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 5月 「個人情報の保護に関する法律」施行 9月 「少子化社会対策基本法」施行 9月 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004年 (平成16年)	12月「人権教育のための世界計画」採択	7月 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005年 (平成17年)		4月 「犯罪被害者等基本法」施行 4月 「発達障害者支援法」施行 4月 「個人情報保護法」全面施行
2006年 (平成18年)	3月 「国連人権理事会」の創設を採択 12月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択 12月「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択	4月 「障害者自立支援法」施行 4月 「公益通報者保護法」施行 4月 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 6月 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 10月 「自殺対策基本法」施行 12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
2007年 (平成19年)	9月「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	
2009年 (平成21年)		4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 7月 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」締結
2010年 (平成22年)		4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行
2011年 (平成23年)	6月「ビジネスと人権に関する指導原則」承認	
2012年 (平成24年)		6月 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(子ども・被災者支援法)施行 7月 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 7月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行(外国人登録法・外国人登録制度廃止) 10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2013年 (平成25年)		4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行 4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正:障害者雇用率引き上げ(民間企業2.0%、国・地方公共団体2.3%) 5月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)締結 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 9月 「いじめ防止対策推進法」施行

実施年	国連関係	国内
2014年 (平成 26 年)		1月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 1月 「障害者の権利に関する条約」締結 4月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 11月 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」
2015年 (平成 27 年)	9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	4月 「生活困窮者自立支援法」施行 4月 「子ども・子育て支援法」施行 4月 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行 9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行
2016年 (平成 28 年)		4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 5月 「成年後見人制度の利用の促進に関する法律」施行 6月 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 12月 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017年 (平成 29 年)		1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 2月 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 11月 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
2018年 (平成 30 年)		5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 12月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
2019年 (令和元年)		4月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 4月 「旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行 5月 「アイヌ民族の誇りが尊重される社会を施策の推進に関する法律」施行 6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 6月 「日本語教育の推進に関する法律」施行 11月 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2022年 (令和 4 年)		4月 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」施行 5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行
2023年 (令和 5 年)		4月 「こども家庭庁設置法」施行 4月 「こども基本法」施行

5 ふじさわ人権協議会要綱

制 定	平成19年4月1日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成25年4月1日
一部改正	平成26年4月1日
一部改正	平成29年4月1日
一部改正	令和3年4月1日

(目的及び設置)

第1条 一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けて、人権施策の推進について協議及び検討をするため、ふじさわ人権協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

(1) 「藤沢市人権施策推進指針」の進行管理に必要な事項

(2) 人権意識の啓発を推進するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識者

(2) 関係団体

(3) 企業・労働団体

(4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(議事)

第7条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員（会長である者を除く）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、会議の運営上必要があると認める

ときは、関係者を会議に出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(専門部会)

第9条 協議会は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聞くことができる。

6 第6条から第8条までの規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

7 会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を協議会に報告するものとする。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、人権施策推進事業主管課において処理する。

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 ふじさわ人権協議会委員名簿（第8期）

《任期：2021年（令和3年）4月1日～2023年（令和5年）3月31日》

〔敬称略／正副会長以外の委員は50音順〕

氏名	所属等	役職
片岡理智	フリージャーナリスト ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会 委員 認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構 理事	会長
深田独	一般社団法人神奈川人権センター 事務局次長	副会長
森さち子	慶應義塾大学総合政策学部 教授（医学部精神・神経科学教室兼任教授、心身ウェルネスセンター所長）	副会長
秋葉真之	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所 指導課長	
市川ジョバンニ	国際理解協力員・日本語指導員	
小原多江子	藤沢市人権擁護委員会 委員 小原法律事務所 代表	
岸本寛之	藤沢商工会議所議員 清和総合法律事務所 代表弁護士	
戸高洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり理事長	
星野慎二	特定非営利活動法人 SHIP 理事長	
宮城宏之	湘南地域連合 副議長/NTT労働組合 湘南分会 分会長 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会 委員	
宮部美佐子	特別養護老人ホーム村岡ホーム施設長	
宮原健夫	市民公募委員	
梁川等	市民公募委員	

7 藤沢市子どもをいじめから守る条例

制定 平成 27 年 3 月 10 日

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るために、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るために、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいいます。

(2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理

的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものといいます。

- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

(子どもの心がけ)

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

(市の責務)

第5条 市は、子どもの最善の利益を図るために、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。

- 2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるも

のとします。

- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。
- 5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(学校の責務)

- 第6条** 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。
- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。
 - 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

(保護者の責務等)

- 第7条** 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
 - 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
 - 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

(学校以外の施設の役割)

- 第8条** 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学

び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。

- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

(関係機関の役割)

第10条 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

制定 平成 12 年 12 月 6 日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

9 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政

治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

10 人権に配慮した表現等に関する留意事項について

日常生活の中で何気なく使用している言葉や表現、イラスト、写真等には、無意識のうちに他人を傷つけたり、差別や偏見を助長したり、固定的な考え方を押し付けたりするような表現が含まれていることがあります。

日常生活で使用する表現や普段の行動には、一人ひとりの人権意識が表れます。日頃から差別的な表現や偏見が無いか、どのような表現が望ましいのか、どのような配慮が適切か考えることが大切です。表現等について考えることをきっかけにして、様々な人権課題についてより認識を深め、日常生活における人権意識を高めていきましょう。

留意点
1

性別が偏った表現等を使用していませんか。

■性別に中立な表現にしましょう。

すべての性別を対象としているにもかかわらず、一方だけをイメージさせる表現等を使用すると、もう一方が対象ではないという印象を与えることがあります。

×

父兄
O B
サラリーマン・O L
行政マン
フレッシュマン
キーマン

○

保護者 おうちのひとなど
O B・O G、出身者など
会社員など
市職員、自治体職員、行政職など
新入社員
キーパーソン

■いずれかの性別だけに使用する表現を使わないようにしましょう。

特に理由なく男性と女性で異なる表現をすることは、公平ではありません。また、職業や立場等であえて女性を冠する表現は、女性が例外的、特殊であるという印象を与えることがあります。

「女」を「男」に入れ替えて違和感がある表現は使わないようにしましょう。**男女雇用機会均等法の施行等により、[宮口5]資格や職業の名称も、性別にかかわらず同じ名称になっています。**

×

男性を「氏」、女性を「さん」とする
[宮口6]
主人
家内
女〇〇
(女医、女性弁護士、女流作家)
保母
看護婦 保健婦
女子職員 女子社員
スチュワーデス

○

性別で表記を使い分けない
**夫
妻
冠詞として「女」をつけないように表現する (医師、弁護士、作家)
保育士
看護師 保健師
職員 社員など
客室乗務員 (キャビンアテンダント)**

- いずれかの性別を蔑視、または特別視する表現は使わないようにしましょう。
いずれかの性別を蔑視、または特別視する表現や、性別によるイメージを固定化した表現は、多様性への配慮のない表現となります。

×

才色兼備、良妻賢母、男勝り、女だてらに、女々しい、未亡人、内助の功、

才女、才媛、女史、女中、家政婦、優男

「〇〇ちゃんは、職場の花だね」など、女性を特別視した表現

等

■ 性の多様性を意識した表現にしましょう。[宮口7]

アンケートなどの性別欄は、必要がある場合のみとし、「男性・女性・特定しない・無回答」など、多様な性のあり方を意識した表現にしましょう。

留意点
2

女性を「アイキヤッチャー（人の目を引き付けるもの）」にしていませんか。

注目を集めるためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性が使われていることがあります、女性の外見だけに重点を置いて飾りのように扱っている印象を与えます。

注目を集めるための手段として、若い女性を登場させないようにしましょう。登場させる場合は、内容に沿った表現となるようにして、伝えたいことを意識した表現にしましょう。

留意点
3

言葉自体に差別的要素が含まれている表現を使用していませんか。

身体の症状や特徴を表す表現の中には、相手に不快感を与えたり差別的な発言に捉えられたりする表現があります。知らないうちに相手を傷つけることのないよう、こうした表現は使わないようにしましょう。

×

めくら、つんぼ、(片) ちんば、びっこ、片輪 (かたわ)、くろんぼ など

留意点

4

本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉を使用していませんか。

身体的なことを比喩にした表現は慣用句として使用されることがあります、障がいのある人が不快感、疎外感を抱くおそれがあります。特に、障がいをマイナスのイメージとして使用している表現は、障がいに対する差別や偏見を助長するおそれがあります。

身体的な比喩表現等はできるだけ使用しないようにしましょう。特に、マイナスのイメージで使われる用語は使用しないようにしましょう

×

片手落ち
手短（てみじか）
足がない
白い目で見る
盲人・盲目
色盲・色弱
外人

○

► 不十分、不公平、気配りを欠く など
► 簡単に、簡潔に など
► 移動手段がない
► 冷淡な態度をとる、嫌悪する
► 目の不自由な方、視覚障がい者 など
► 色覚障がい 色覚異常 など
► 外国人

※例えば、「片手落ち」は、「片+手落ち」から出来たことばで、本来差別を目的とした言葉ではないとされていますが、公式の場では、差別用語と捉える人がいること、また、障がいのある人の前で、この言葉を使えるかといったようなさまざまな視点に立ち対応する必要があります。「手短」（てみじか）等も同様】

留意点

5

「障がいをもつ」という表現を使用していませんか。

「障がいをもつ」という表現は、障害を個人の問題とするイメージが強く、差別につながるおそれがあります。

「障がいをもつ」という表現は使用しないようにしましょう。

×

障がいをもつ人（方）
障がいをおもちの方 など

▶

○

障がいのある人（方）
障がい者 など

留意点

6

国や民族等に対する固定的な表現や差別的な表現を使用していませんか。

国や民族、地域等の名称の中には、その国や地域に住む人にとって差別的な意味を含むものや、不快感を抱くものがあります。また、食文化等の生活習慣の違いについて否定的な表現をすることは、差別につながります。

国や民族、地域等は正式な名称を使用し、それぞれの生活習慣を尊重するようにしましょう。

留意点

7

型にはまった表現を使用していませんか。

型にはまった表現は、イメージを決めつけたり、偏見を助長してしまったりするおそれがあります。

イメージを固定化せず、誰もが対等である表現にしましょう。

イラスト（例）～表現を工夫してみましょう！～

◇例1

加害者＝男性、被害者＝女性など、型にはまった表現でイメージ付けをしていませんか。



性別等で強者、弱者とみなすなど、不必要的差をつけた表現はしないようにしましょう。

◇例2

性別で遊びや趣味、行動を制限していませんか。



好みや趣味、行動は人それぞれです。いろいろな個性を表現しましょう。

◇例3

仕事は男性、家事や介護は女性という思い込みはありませんか。



仕事や家庭で、誰もが対等な立場で協力し合いましょう。

◇例4

男性の仕事、女性の仕事という固定的なイメージを持っていませんか。



性別にかかわりなく、誰もが対等に参画できる社会を作りましょう。

◇例5

高齢者は弱者、外国人は欧米人など、偏ったイメージを持っていませんか。



外見や特性などを思い込みで決めつけず、多様な形で表現しましょう。

表現上の留意ポイント
～ さまざまな生き方や個性を表現するよう工夫しましょう！～

留意点1 ▷ 性別が偏った表現等を使用していませんか。	
	性別に中立な表現になっていますか。 【父兄→保護者、サラリーマン・OL→会社員 等】
	いずれかの性別だけに使用する表現を使っていますか。 【「女〇〇」と表現しない、看護婦→看護師 等】
	いずれかの性別を蔑視、または特別視する表現をしていませんか。 【「女々しい」、「優男」、女性を特別視した表現は使わない 等】
	性の多様性を意識した表現になっていますか [宮口9]。
留意点2 ▷ 女性を「アイキャッチャー」にしていませんか。	
	注目を集めるためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性を使っていますか [宮口10]。
留意点3 ▷ 言葉自体に差別的要素が含まれている表現を使用していませんか。	
	相手に不快感を与えたり、差別的な発言に捉えられたりするような身体の症状や特徴を表す言葉を使っていますか。 【つんぽ、びっこ等の表現は使わない】
留意点4 ▷ 差別と受け止める人がいるおそれのある言葉を使用していませんか。	
	身体的な比喩表現等を使っていますか。 【「片手落ち」、「手短」、「盲人」等の表現は使わない】
留意点5 ▷ 「障がいをもつ」という表現を使用していませんか。	
	差別につながるおそれのある「障がいをもつ」という表現を使っていますか。 【障がいをもつ→障がいのある人（方） 等】
留意点6 ▷ 国や民族等に対する固定的な表現や差別的な表現を使用していませんか。	
	国や民族等に対する差別的な表現を使っていますか。 【国や民族、地域等は正式名称を使用する 等】
留意点7 ▷ 型にはまった表現を使用していませんか。	
	加害者=男性、被害者=女性など、型にはまった表現でイメージ付けをしていませんか [宮口11]。
	性別で遊びや趣味、行動を制限していませんか。
	仕事は男性、家事や介護は女性という思い込みはありませんか。
	男性の仕事、女性の仕事という固定的なイメージを持っていませんか。
	高齢者は弱者、外国人は欧米人など、偏ったイメージを持っていませんか。

(仮称)
ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針
～藤沢市人権施策推進指針改定版～

【発行】
2023年（令和5年）3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-50-3501 FAX 0466-50-8436